

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第10回理事会

平成8年6月

平成 8 年 6 月 1 3 日

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

第 1 0 回 理 事 会

次 第

資料

【議題】

- (1) 平成7年度事業報告及び決算案承認の件

- (2) その他
 - ・作業部会の報告
 - ・議事録の公開の件
 - ・奥野、板垣議員の発言の件
 - ・韓国、フィリピン、台湾の新聞広告掲載の件
 - ・国民の償いの表明の募集と国内の新聞広告掲載の件
 - ・韓国報道関係者との懇談会実施の件
 - ・ニュース6号発行と拠出者懇談会の実施の件

【報告】

- (1) 募金状況

- (2) その他

添付資料リスト

財団法人女性のためのアジア平和国民基金
平成8年6月13日 第10回理事会

▼作業部会の報告について	1～27
▼議事録公開について	28
▼「明るい日本」議員連盟について	29～32
▼三ヶ国への新聞広告掲載について	33～34
▼国民からの手紙募集について	35
▼基金ニュース6号案と懇談会実施について	別添
▼募金状況	別添
▼基金関連報道、その他	36～64

収 支 計 算 書

(平成7年7月1日から平成8年3月31日まで)

(収入の部)

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
1基本財産収入 基本財産収入	70,000,000	31,000,000	39,000,000	
2基本財産運用収入 基本財産利息収入	2,450,000	2,604,396	2,447,396	
3寄附金収入 寄附金収入	2,000,000,000	219,794,446	1,780,205,554	
4補助金収入 国庫補助金収入	412,121,000	412,121,000	0	
5雑収入 受取利息	50,000	64,731	△ 14,731	
当期収入合計(A)	2,484,621,000	662,982,781	1,821,638,219	
前期繰越収支差額	0	0	0	
収入合計(B)	2,484,621,000	662,982,781	1,821,638,219	

(支出の部)

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
1 事 業 費 キャンペーン事業費	312,828,000	302,312,239	10,515,761	
2 管 理 費 一 般 事 務 費	94,293,000	106,554,785	△12,261,785	
3 固定資産取得支出 什器備品購入費 電話加入権購入支出	5,000,000	3,253,976 2,857,426 396,550	1,746,024	
4 基本財産取得支出 銀 行 預 金	70,000,000	31,000,000	39,000,000	
当期支出合計 (C)	482,121,000	443,121,000	39,000,000	
当期収支差額(A)-(C)	2,002,500,000	219,861,781	1,782,638,219	
次期繰越収支差額(B)-(C)	2,002,500,000	219,861,781	1,782,638,219	

財 産 目 録

(平成8年8月31日現在)

(単位：円)

科 目	金 額	
資産の部		
1 流動資産		
現金預金		
現金	現金手許有高	73,449
普通預金	三和銀行東京公務部	299,220,652
郵便振替口座	東京貯金事務センター	14,959,299
流動資産合計		314,263,400
2 固定資産		
(1) 基本財産		
普通預金		31,000,000
基本財産合計		31,000,000
(2) その他の固定資産		
什器備品		2,751,075
電話加入権		396,550
その他の固定資産合計		3,147,625
固定資産合計		34,147,625
資産合計		348,411,025
負債の部		
1 流動負債		
未払金		
株式会社電通	新聞広告代	61,533,385
東急エージェンシー	週刊誌広告代	13,799,394
(株)オカモトヤ	備品購入代	4,640,963
森ビル株式会社	建物賃借料他	7,526,939
上記の他30件		6,807,546
未払金合計		94,308,223
預り金		93,596
流動負債合計		94,401,819
負債合計		94,401,819
正味財産		254,009,406

貸 借 対 照 表

(平成7年7月1日から平成8年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	金 額	
資産の部		
1 流動資産		
現金預金	314,263,400	
流動資産合計		314,263,400
2 固定資産		
基本財産		
銀行預金	31,000,000	
基本財産合計	31,000,000	
その他の固定資産		
什器備品	2,751,075	
電話加入権	396,550	
その他の固定資産合計	3,147,625	
固定資産合計		34,147,625
資産合計		348,411,025
負債の部		
1 流動負債		
未払金	94,368,223	
預り金	93,396	
流動負債合計		94,461,619
負債合計		94,401,619
正味財産の部		
正味財産		254,009,406
(うち基本金)		(31,000,000)
(うち正味財産増加額)		(254,009,406)
負債及び正味財産合計		348,411,025

アジア女性基金理事会作業部会（第1回）

議事次第（案）

平成8年6月11日

1 作業部会の構成について

- 部会長の互選

2 本日の議題

- (1) 本作業部会において検討するに当たっての基本的考え方等について
- (2) 各国・地域の実情について
- (3) 今後の検討スケジュール

① 検討の内容

- 第1回

各国・地域の実情について

- 第2回

各関係者等のニーズについて

- 第3回

可能なプログラムの選定及び実施可能性について

② 検討の期限

上記内容を6月末までに取りまとめ、理事会に報告する。

作業部会における検討に当たっての基本的考え方

1 経緯

6月4日の理事会及び運営審議会合同会議の議論を受け、同日引き続き開催された理事会において、

- (1) 総理の反省とお詫びの手紙に関する政府側の説明を了承
- (2) 「償い金」の一人当たり給付額は200万円を下らない額とする
- (3) 医療・福祉事業は、被害者の生活に直接役立つようなものとする
- (4) (2)及び(3)は密接に関連するので、「償い金」の最終決定は(3)の行く末をみて行う
- (5) 理事会の下に作業部会を設置し、医療・福祉事業の具体的内容の検討、支給手順の検討が決定された。

2 作業部会の構成とその役割

(1) 構成

有馬、金田、金平、大鷹、中島とし、今後必要に応じメンバーを追加可。

(2) 役割

- ① 医療・福祉事業の内容の検討
- ② 「償い金」の支給手順の検討及び決定
- ③ その他（基金事業の受入れを円滑にするような環境づくり）

3 今後の検討の在り方

(1) 留意点

- ① 医療・福祉事業に関しては、
 - ・ 直接生活に役立つ形での支援
 - ・ 生活の安定、安心につながる支援
 - ・ プライバシー、人権に配慮した支援
 であることを目標とする。

また、「償い金」支給事業に関しても、プライバシー、人権に配慮する。
- ② 医療・福祉事業を検討するに当たっては、各国の社会福祉、社会保障、医療制度、生活実態の実情及び対象者のニーズを十分に聴取する。
- ③ 相手国政府の考え方、協力等を十二分に踏まえる。

(2) 検討の進め方

① 医療・福祉事業

医療・福祉事業の検討に当たっては、内容の具体化及び実施方法の具体化の2点が問題となる。

ア 内容の具体化

- ・ 各国の実情及びニーズの把握
- ・ 想定できるプログラムの作成及びその優先順位の決定
- ・ 相手国政府の協力取り付けの検討

イ 実施方法の具体化

実施可能なものから順次行う。

② 「償い金」の支給手順

相手国・地域の政府等の理解と協力が必要であるため、外交協議を通じて決定される事項が多いと考えられる。したがって、外交協議で生じた問題について適宜対処するものとする。

アジア諸国の社会保障制度



第1節 インドネシア

(人口1億8,914万人, 国土面積1,905千km², 高齢化率3.88%, 合計特殊出生率3.1, 1ルピア=0.05円) ※人口は1993年, 高齢化率は90年, 合計特殊出生率は90~95年平均, 為替相場は96年3月現在

1 社会保障制度の概要

インドネシアにおいては、我が国のような全国民を総合的にカバーする社会保障制度は未だ整備されておらず、1992年に改正された労働者社会保障制度（健康保険、労災保険、老齢給付、死亡保障）、国家公務員および軍人を対象とした医療保障制度および年金制度、高齢者、障害者、貧困者等に対する社会福祉サービス等が個別に存在し、運用されている。また、国民医療の確保のため、従来より、公立の医療機関による安価な医療サービスの提供が行われている。社会福祉事業の一環として、NGOの社会福祉活動を支援する方策もとっている。

(1) 労働者社会保障制度

労働者を対象とする労働者社会保障制度は、以前は労災保険、死亡保障等があるだけであったが、92年に制定された労働者社会保障制度に関する法律によって、新しい制度に改められた。新制度は、健康保険、労災保険、老齢給付、死亡保障から成り立っており、10名以上の労働者を雇用し、または労働者に1か月当たり100万ルピア以上の給与を支払っている雇用者は、本制度に加入する義務がある。また、それ以外の雇用者は、任意加入できる。健康保険としては、労働者およびその家族に対する外来診療、入院診療、分娩、薬剤等が現物給付の形で提供されている。老齢給付は、完全積立制度によって成り立っており、当該労働者に対し、これまでに積み立てた保険料が年金または一時金の形で還付される仕組みになっている。労働者は55歳の定年年齢に達した時点で給付を受ける権利が発生する。

労働者社会保障制度は、公社によって運営されており、87の地域事務所が全国に展開している。その他、本制度とは別に、公務員（軍人を含む）を対象とした健康保険制度、年金制度等が存在する。

(2) 家族手当

社会的、経済的な問題を有する家族に対し、生活支援サービスや生計向上のための資金貸付等が行われているが、児童手当等一般の国民を対象とした制度化された家族手当はない。

(3) 財源

労働者社会保障制度においては、健康保険、老齢給付、死亡保障ともに、所得比例定率制をとっているが、健康保険および死亡保障については、雇用者が全額負担する。健康保険では、労働者が結婚している場合には、倍の料率で負担する。老齢給付は、労使双方で負担しているが、雇用者の負担割合が労働者に対し高く設定されている。

2 老人福祉制度

福祉施設への入所によるサービスと在宅の高齢者を対象とした社会福祉サービスが提供されている。具体的には、身体的、経済的に問題を有する貧困高齢者に対し、施設入所による福祉サービスが提供され、また、身体的、経済的に問題を有する高齢者でかつ貧しい家族と同居している者に対しては、食料援助等の形での福祉サービスが提供されている。

3 児童福祉制度

身よりのない子ども等に対し、いくつかの公的団体が保護、保育等の施設サービスを実施している。また、里親制度や、養子制度、生計向上のための支援等が行われている。



村の子ども達が遊んでいる風景

4 社会保障制度の課題

92年に改正されたばかりの労働者社会保障制度については、未だ、対象となるべき雇用者であるにもかかわらず加入していない者が多いといわれている。また、社会福祉サービスや公立の医療機関による医療サービスについては、種々の制約を受けざるを得ない。

インドネシアでは、育児については、大部分の母親が、特に2歳までは人に預けることなく母親自身が育児を行い、子どもが経済的・社会的に独立するまで物心両面で支援を行うことが、親のみならず祖父母においても重要な役割とされている。政府は、社会福祉については政府と地域社会の双方が協力して責任を果たしていくとの立場から、近年は、施設によるサービスよりも、地域社会における支援・更生機能の強化に重点を置いている。

インドネシアでは、先進諸国に比べてまだ高齢化率は低いが、近年の平均寿命の伸びや、出生率の低下によって、高齢者の割合が急速に増加している。また、大家族等による伝統的な高齢者支援の仕組みが弱まってきている。伝統的な家族、地域社会による児童、高齢者に対する支援が、高齢化や都市化の進展によって、今後どのように変化していくのか注目される。

第2節 マレーシア

(人口1,925万人、国土面積330千km²、高齢化率3.8%、合計特殊出生率3.33、1リンギ=42.80円)

※人口および高齢化率は1993年、合計特殊出生率は90年、為替相場は96年3月現在

1 社会保障制度の概要

マレーシアにおいては、退職給付制度のほか、児童福祉、老人福祉、障害者福祉等の社会福祉施策・生活保護が行われているが、公的な医療保険制度はない。

(1) 退職給付制度

民間の従業員を対象とする退職給付制度と、公務員を対象とする年金制度がある。

民間の従業員を対象とする退職給付制度は、大蔵省管轄の被雇用者積立基金によって運営されており、定年(55歳)後あるいは就労不能になった場合に、配当を含む積立金の全額を受け取る仕組みになっている。なお、50歳時にその3分の1を引き出すことも可能である。

公務員の場合は、人事院が管轄する公務員年金制度があり、民間と同様55歳の定年後に支給が開発される。年金額は、在職期間月数、退職時月額給与によって決定される。

(2) 医療保障制度

公的な医療保険制度はないが、その代わりに公立の医療機関では無料または極めて安い料金で治療を受けられるようになっている。これに対し、私立の医療機関では、設備、スタッフ等はより充実し

いるが、医療費は全額患者負担となる。このため民間企業では、従業員の医療費を一定の限度額を定めて会社で負担している場合が多い。

(3) 家族手当

家族手当制度はないが、社会福祉施策のうちの児童福祉施策として、孤児等に対する児童手当の支給等が行われている。

(4) 財源

被雇用者積立基金では、所得比例定率制をとっており、毎月給与の23%を、従業員11%、雇用者12%の割合で負担している。

2 社会福祉施策

マレーシアの社会福祉施策は、

ア 社会的に自立していない層にそのニーズに応じた援護と介護を提供する。

イ 社会的に自立していない層、社会的不適応層に自立を促進する手助けをする。

ウ 助け合う社会、気配りのある社会 (caring society) を創出する。

の3つを目標に、児童福祉、青少年福祉、老人福祉、障害者福祉、婦人福祉、家庭福祉、地域福祉、ボランティア福祉というように幅広く行われている。

(1) 老人福祉施策

老人福祉施策としては、老人福祉手当、老人ホームによる施設サービス等がある。

老人福祉手当については、「60歳以上で、自分自身は収入がないが、自分の住むところがあり、自立生活可能か誰か身の回りの世話をするものが身近にいる者」に対し、月額70リンギの老人福祉手当が支給される。その他、視力障害を有する老人に対し眼鏡購入資金が支給される。



クアラランプールの老人ホームでくつろぐ高齢者達

老人ホームは、現在全国各地に8か所の官営老人ホームが設立されている。60歳以上の独居老人であって、その老人を援助する方法が他にない場合に、老人ホームへの入所が認められる。官営老人ホーム以外では、政府の資金援助を受けて民間ボランティアによって運営されている老人ホームもいくつかある。有料老人ホーム（シルバーマンションを含む）は、主に民間によって運営されている。

(2) 児童福祉施策

児童福祉施策としては、施設保護、児童手当、学習補助金等の手当のほか、児童保護チーム活動、保育園がある。

施設保護は、孤児、被虐待児、ホームレス等の児童を対象に行われるが、家庭による養育がどうしてもできない場合にとられる最後の措置で、入所（収容）期間は一時的である。その児童の属する家庭の状態が回復すれば、なるべく早く帰るのが通常とられる措置である。現在、児童保護施設（children home）として、性、年齢に応じた三つの施設がある。

児童手当は、児童が施設で保護されておらず、かつ、孤児の場合、両親が病気、高齢等の理由で適正な収入が得られない場合、自身が障害者で完全介護を必要とする等の場合に支給される。

貧困のため学業を続けることが困難な場合には、受験料、寄宿舎代等に対する学習補助金が支給される。また、視覚障害をもつ学童には、眼鏡費用が支給される。

1991年に制定された児童福祉法によって全国児童福祉協議会が組織され、全国各地の児童福祉施策の円滑な実施のため、各地区の児童保護チームを統括、指導している。このチームは要援護者の児童または家庭に適切な援護サービスを実施している。

保育園は、4歳以下の児童が対象であり民間で運営されている。1984年、保育園条例が制定され、保育園の認可制が導入された。保育園では母親教室も実施されている。

3 社会保障制度の課題

マレーシアでは、人口の高齢化率は、先進国と比較してまだ低い状態にある。人口の年齢別構成はピラミッド型であり、労働者不足の問題もあって政府は積極的な人口増加策をとっている。

しかし、急速な都市部への人口移動の結果、農村部では稼働年齢層が急減する一方、都市部においても労働力を安定的に供給するため、既婚女性の企業・職場への積極的な進出が目立ってきており、高齢者介護が家族介護に大きく依存している現状では、都市部においても農村部においても、高齢者問題は深刻になりつつある。

このため、政府としては、社会福祉体制の見直しが必要であるとして、全国的に既設老人ホームの修復・整備および拡張、ならびに新規老人ホームの設立に重点を置くこととしている。

また、現在マレーシア政府は高齢者ケアの「質」の向上に向けた制度の整備に関心を寄せており、「量」の拡大と相まって老人福祉サービスの内容が徐々に向上してきている。

第3節 フィリピン

(人口6,565万人, 面積300千 km², 高齢化率3.5%, 合計特殊出生率3.31, 1ペソ=4.2円)

※人口は1993年推計, 高齢化率は92年, 合計特殊出生率は90年, 為替相場は96年3月現在

1 社会保障制度の概要

フィリピンにおいては、退職年金、医療保険等の社会保障制度、高齢者の社会活動の支援を目的とした老人福祉事業、棄児や保育に欠ける児童等の保護、保育を目的とした児童福祉事業が行われている。また、特に低所得層に対する医療確保の観点から、従来より公立の医療機関による無料または安価な医療サービスの提供が行われている。

(1) 社会保障制度

フィリピンには、①退職給付、傷病給付、出産給付、障害給付、死亡保障を対象とする社会保障プログラム、②医療保険制度、③労災保障制度からなる、民間を対象とした社会保障制度が存在し、労働者（メイドなどの個人の家庭で働く者も含む）、雇用者、自営業者の加入が義務づけられている。また、前雇用者の下で加入していたがその雇用関係が失われた者、加入者の配偶者で家事に専念している者等は任意加入することができる。

退職年金では、60歳以上の退職者で120か月以上保険料を支払った者（ただし、引き続き就業中であっても、所得が低い場合には受給権利が発生する）および65歳以上で在職、退職にかかわらず、120か月以上保険料を支払った者に受給権利が発生する。年金額は、受給者が支払った保険料の回数と総額、加入年数、扶養している子どもの数によって決定されるが、最低額が定められている。また、被扶養者年金として、退職者に21歳未満の独身の就業していない子どもがいる場合は、5人を限度として、150ペソか退職者の月額年金額の10%のどちらか高い方の額が子ども1人当たりの月額として支払われる。なお、保険料支払い期間が120か月に満たない場合は、一時金が受給できる。

医療保険制度では、加入者とその扶養家族を対象とした入院診療のみがカバーされている（外米診療は白内障の手術に限りカバーされる）。病院の区分（一次病院、二次病院、三次病院）および病気の重度によって給付される日額が決定されるが、給付期間は年間45日に限定されている。受給者は、給付額との差額を自己負担として病院に支払う。社会保障制度は、保険料の徴収、給付額の支払いを実施しているが、給付を受けられる病院の認定、給付の対象となる医療の範囲、給付額等については、社会保障制度とは別に組織された保健省管轄の委員会が定めている。

また、民間を対象とする社会保障制度とは別に、公務員を対象とする社会保障制度が存在する。

(2) 家族手当

一般の国民を対象とした制度化された家族手当はない。

(3) 財源

①退職給付等の社会保障プログラム、②医療保険制度、③労災保障制度の別に保険料が定められている。社会保障プログラムでは、月給の8.4%（雇用者5.04%、労働者3.36%）、医療保険制度では、2.5%（雇用者、労働者折半）、労災保障制度では1%（全額雇用者負担）の保険料を納めることとなっている。

2 老人福祉制度

フィリピン政府は、高齢者と同居し、その世話をを行っている国民に対し、税制上の優遇政策を行っている。また、老人ホームや退職者村を設立する個人、法人に対し、税制上の優遇措置のほか、当該施設につながる州道や市町村道の建設や補修を優先的に行っている。

老人福祉事業としては、高齢者の行う生計向上活動、社会文化、スポーツおよびレクリエーションに関する活動、自立活動グループや趣味グループの形成、児童や青年、女性等とのボランティア活動などに対する支援が行われている。



地域の保健センターで予防接種を受ける幼児

3 児童福祉制度

児童福祉制度の中には、児童の保護を目的とした事業と保育を目的とした事業がある。

保護を目的とした事業は、家族関係の問題や、病気、極度の貧困状態などが原因で両親が児童を扶養することが不可能な場合に、当該児童に対し親に代わり扶養を行う事業であり、その内容としては、養子制度、里親制度、法的後見人、里親による大家族的扶養サービス、施設保護等がある。里親による大家族的扶養サービスは、養子、里親、法的後見人による扶養に至る準備として実施される。児童は家庭生活の中で育つのが最良であるとの観点から、施設保護は一時的に行われる。

保育事業は、主として3-5歳の児童を対象に行われている。

なお、社会保障プログラムの中には、出産休暇中の所得補償としての出産給付制度がある。

4 社会保障制度の課題

政府は、両親が働きに出ていて、祖父母や親戚が彼らの世話をすることができない0～5歳の児童に対する保育施設を、すべての村落（バランガイ）に設置する必要があると考えている。また、現状では、3～5歳児の保育サービスが主体となっているが、さまざまな保育ニーズにあった保育サービスの強化が必要と考えている。

第4節 韓国

(人口4,485万人、国土面積99千 km²、高齢化率5.9%、合計特殊出生率1.56、1ウォン=0.14円)

※人口および高齢化率は1995年、合計特殊出生率は90年、為替相場は96年3月現在

1 社会保障制度の概要

韓国の社会保障制度は、社会保険制度、公的扶助、社会福祉事業の3つからなる。社会保険制度としては、医療保険制度や国民年金制度がある。公的扶助は、貧困者のための生活支援、学業支援、生計向上、医療援助等である。社会福祉事業は、障害者、高齢者、児童、女性、精神障害者に対する福祉事業で、主として国庫財源によって賄われているが、一部の事業は、1981年から施行されている社会福祉事業基金法に基づいて設立された基金によって運営されている。

(1) 医療保険制度

韓国の医療保険制度は、1977年に創設され、その後徐々に対象を拡大し、1989年に全国民医療保険として皆保険が達成された。

保険者は、所得の形態、所得把握率、医療利用率などが類似した集団別に組織され、職域保険（公務員・教職者1組織、一般勤労者145組織）と地域保険（農・漁村住民97組織、都市自営業者130組織）に分けられる。

保険給付の種類には、療養給付、分娩給付等があるが、費用の一部（入院時20%、外来時30～55%など）は本人負担となる。

(2) 国民年金制度

かつては、公務員、軍人、私立学校教職員の年金制度があるだけであったが、88年に10人以上の事業所勤労者を対象に国民年金制度がスタートした。その後、対象を徐々に拡大し、92年に5～9人以上の事業所勤労者、95年には農漁民および農漁村地域居住自営業者が対象とされた。都市自営業者は、任意加入となっているが、政府は、強制加入対象に拡大し、皆年金制度を目指している。

給付については、当該職域ないし地域の被保険者全体の平均給与、当該被保険者の平均給与等から算定された基本給付額（加入年数が20年に満たない場合等は減額）に、配偶者、18歳未満の子ども、

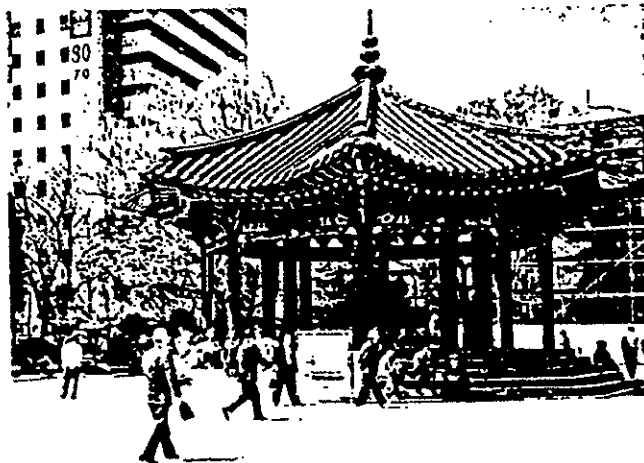
親の有無等に応じて算定される加給年金額を加えて支給される。

(3) 家族手当

公的制度としての家族手当はない。企業が、慣行として、配偶者および子女に対して、1人当たりの手当を出していることが多い。

(4) 財源

事業所勤労者の場合は、医療保険、年金とも所得比例定率制をとっており、被保険者と使用者がそれぞれ50%ずつ負担している。農漁村住民、都市自営業者の場合は、医療保険については、所得や資産等に応じた等級別定額制をとっているが、保険料負担軽減のため、原則として50%の国庫負担がある。年金保険料については、農漁民、農漁村地域自営業者、また、任意加入の都市自営業者は本人が全額負担する。



タブコル公園で憩う高齢者達

2 老人福祉制度

韓国の老人福祉政策は、主として、生活保護老人や低所得者老人に対する無料、または低額の施設サービスが主流であった。しかし、近年の核家族化の進展と高齢者人口の増加によって、施設に入所する必要がある高齢者が増加し、一般の高齢者向けの有料施設のニーズも高まっている。このような背景から、94年から主として一般の高齢者を対象とする有料の老人福祉施設の運営を民間企業や個人が行えるようにした。また、在宅サービスとしては、一人暮らしの高齢者に対し、食事、入浴、病院への案内などの各種便宜を提供する家庭奉仕員派遣センターが全国23か所に、一時的に家族の保護を受けられなくなった高齢者のための昼間・短期保護施設が全国15か所に設置されており、国の補助を受けて運営されている。

韓国では、近年の核家族化に対応して、若い世代の老人扶養意識を高揚させるために、老人との同

居や扶養を税制的に優遇する政策をとっている。また、高齢者を敬う意識を高めるため、「敬老週間」には、孝行者や伝統的模範家庭等を政府が表彰する等高齢者を敬う各種イベントが実施される。そのほか、地下鉄やバスの無料パスや美術館、公園への無料入場券、鉄道の半額割引、無料の健康診断等高齢者を優待する施策が行われている。

3 児童福祉制度

韓国では、主として救貧対策としての児童福祉が行われてきた。しかし、近年の女性の社会参加の増加から、政府は、児童の保護や保育に対する責任を家庭のみに委ねておくわけにはいかないと考えている。このため、保育施設の設置・運営基準緩和等各種措置を講じ、保育施設拡充に努めてきており、その結果、保育施設は、90年末に1,920か所だったものが94年末には6,975か所と急増している。また、男女雇用平等法により男女の区別なく、1年以内の育児休暇が与えられる。

4 社会保障制度の課題

韓国では、家族の絆を深め、老父母との同居や扶養を勧める政策をとっているが、今後、核家族化が進む中でこのような政策がどのように推移していくか注目される。

国民皆保険を達成した韓国においては、高齢者の増加に伴う医療費の上昇が大きな問題となっており、それによる保険財政の悪化が懸念されている。特に高齢者が比較的多い農漁村住民を対象とする地域医療保険では収支状況が悪く、政府補助が投入されているが、財政的には不安定な状態にある。現在、高額医療費や、老人医療費を保険者間で共同負担する事業が開始されている。

また、年金制度については、都市自営業者の強制加入による皆年金の達成が課題となっている。

日帝下日本軍慰安婦生活安定支援

1. 法制定

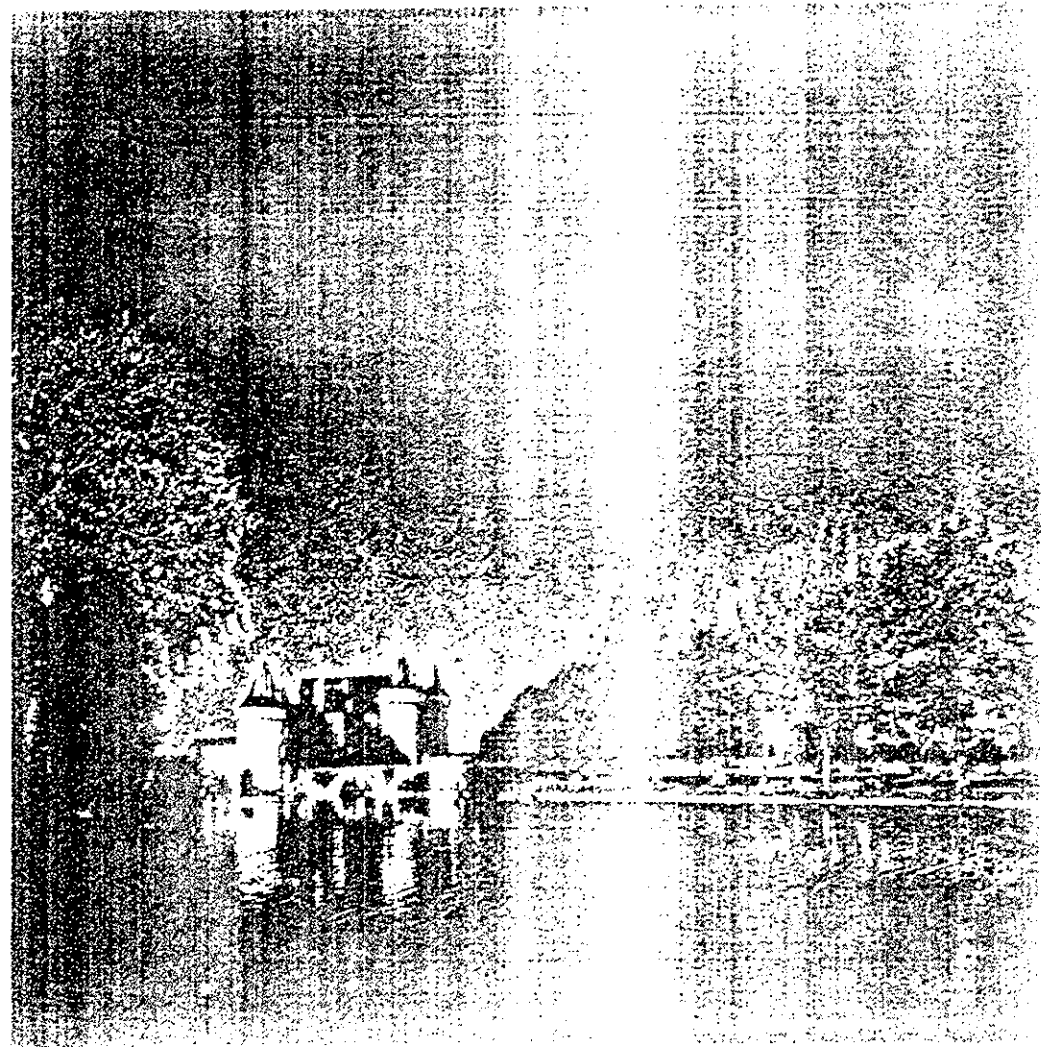
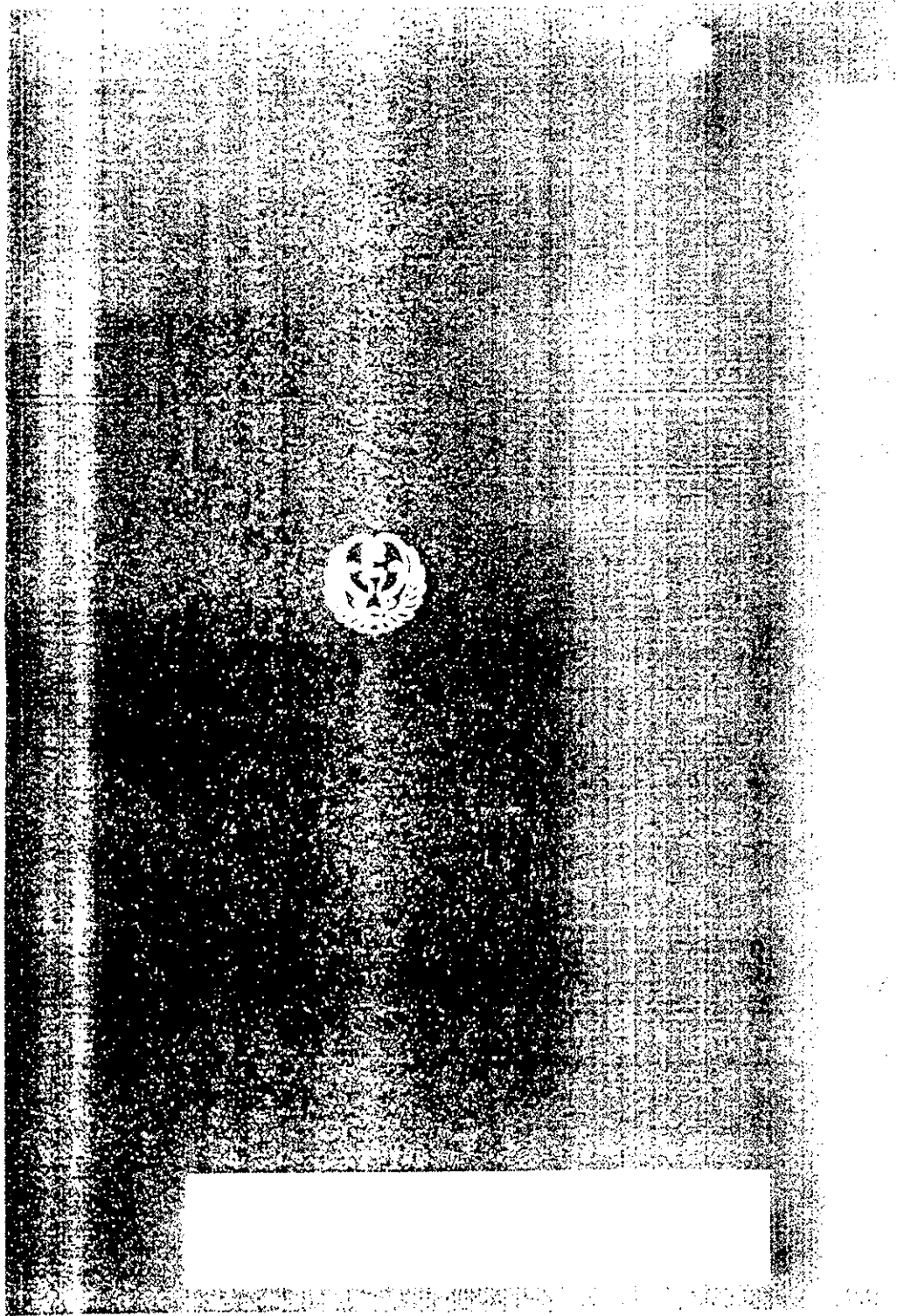
- 「日帝下日本軍慰安婦に対する生活安定支援法」制定
 - 公布：93.6.11（法律第4565号）
- 「日帝下日本軍慰安婦に対する生活安定支援法施行令」制定
 - 公布：93.7.26（大統領令第13938号）

2. 生活安定支援

- 法適用対象者決定
 - 適用基準：日軍慰安婦中生存者（法第2条）
 - 登録申請：法の適用対象者となろうとする者は、保健福祉部長官に登録を申請（法第3条第1項）
 - 決定：「日軍慰安婦生活安定支援審議委員会」の審議を経て保健福祉部長官が決定（法第3条第2項）
- 保護・支援の内容
 - 生活保護法による生活保護（生計保護）
 - 医療保護法による医療保護（1種医療保護）
 - 生活安定支援金の支給
 - ・ 一時金　　：5百万ウォン（1人、1回）
 - ・ 月支援金　：25万ウォン（1人、毎月）
 - 賃貸住宅の優先賃貸
- 地方自治団体及び民間支援の内容
 - 毎月5万～10万ウォンの生活安定支援金支援
 - ボランティアの家事奉仕
 - 「牙山社会福祉事業財団」において日軍慰安婦に必要時医療サービス提供

3. 日軍慰安婦現況（96.1.20現在）

- 法適用者：173名（生存者158名、死亡15名）



12-3表 主要食料品の小売価格 (1993年) (3)

(単位 米ドル)

国	ば れ い しょ (1kg)	たまねぎ (1kg)	にんじん (1kg)	キャベツ (1kg)	砂糖、白 (1kg)	紅 茶 (100g)	ビール (0.33ℓ)
アジア							
日本 1)	2.13	1.37	3.36	1.17	1.89	j)5.81	2.18
イラン 2)	2.85	2.83	2.92	...	1.64	2.32	...
インド 1)	0.18	0.12	...	0.27	0.31	0.26	0.33
インドネシア	0.38	0.68	0.40	0.29	0.63	0.09	0.52
韓国	1.27	0.98	1.46	0.62	0.90	...	0.76
シンガポール	0.64	0.61	1.19	1.11	0.57	j)1.62	1.45
タイ	...	1.38	...	0.73	0.51	1.61	0.95
中国	0.15	0.20	0.14	...	0.78	3.55	0.24
トルコ	0.31	0.44	0.58	0.39	0.98	0.50	0.68
香港	0.98	1.23	1.18	2.04	1.39	3.18	0.59
フィリピン 1)	0.97	1.02	1.51	1.24	0.67	j)2.54	0.27
マレーシア 1)	0.74	0.74	...	0.83	0.51	0.65	1.23
北アメリカ							
アメリカ合衆国	0.75	0.89	0.86	0.80	0.84
カナダ	0.49	0.75	0.68	0.50	0.64	j)2.23	...
メキシコ	1.34	1.16	0.64	0.54	0.67	...	0.56
南アメリカ							
アルゼンチン	0.62	0.77	0.93	1.55	0.80	j)1.19	0.29
コロンビア	0.30	0.69	0.39	0.24	0.49
チリ	0.39	0.28	+0.88	+0.66	0.65	0.26	0.33
ブラジル	0.43	0.55	0.75	...	0.84	...	0.59
ペルー	0.71	0.78	0.47	0.71	1.12	0.54	0.84
ヨーロッパ							
イギリス	0.47	0.63	0.56	1.19	2.25	0.74	1.35
イタリア	0.53	1.15	1.25	1.28	1.18	5.19	0.48
ウクライナ	0.03	0.08	0.03	0.02	0.17	0.25	0.02
オーストリア	0.66	0.87	1.04	1.15	1.31	j)3.51	0.52
オランダ	0.36	0.73	1.21	0.78	1.05	j)1.04	0.51
ギリシャ	0.54	0.42	0.64	0.51	0.99	...	0.58
スイス	0.93	1.31	1.22	1.37	1.10	j)2.50	0.63
スウェーデン	0.47	0.67	1.34	0.44	0.93	j)3.13	1.36
スペイン 3)	0.39	0.72	0.74	0.79	1.09	j)4.60	0.62
デンマーク	0.74	1.27	1.06	0.57	1.48	2.39	0.66
ドイツ (旧西独地域)	0.62	1.08	1.02	0.75	1.16	j)4.75	0.45
ノルウェー 4)	0.54	1.64	1.04	0.82	1.55	5.94	1.37
フィンランド	0.49	0.96	1.40	0.54	1.30	j)2.63	1.31
フランス	1.02	1.09	0.88	...	1.32	...	0.21
ベルギー	0.27	0.53	0.55	...	1.42	...	0.65
ポーランド	0.09	0.25	0.19	0.09	0.58	0.42	0.45
アフリカ							
エジプト	0.37	0.08	0.36	+0.32	0.40	0.42	...
ケニア	0.26	0.52	0.34	0.34	0.54	0.38	0.33
スーダン 1)	0.37	f)2.08	0.59	0.41	...
南アフリカ	0.53	0.65	0.61	0.48	0.89	0.95	0.51
オセアニア							
オーストラリア 5)	0.34	1.08	0.67	...	0.74	0.53	0.97
ニュージーランド 6)	0.48	1.30	0.60	0.48	0.70	0.50	1.28

1) 1) 1992年。 2) 1) 1991年。 3) 暫定値。 4) 10月及び翌年2月。 5) 11月及び12月。 6) 12.5パーセントの税を含む。
 a) パケット型、250g。 b) 骨付き。 c) 缶詰。 d) マンゴーのみ。 e) 配達料金を含む。 f) みかん。 g) 11月。 j) ティーバッグ。

第13章 社会・国民生活

13-1表 家計部門の受取・支払額

[出典]

国際連合「国民経済計算統計」(1992年版)

[解説]

国際連合の国民経済計算の中から家計部門の受取及び最終消費支出を各国の当該年人口で除したものの家計には、個人企業(金融業は除く)が含まれる。なお、通貨単位は、原典では各国通貨であるが、本表では米ドルに換算して掲載。

受取: 雇者所得、営業余剰及び経常移転(財産所得、損害保険金、社会保障給付、社会扶助金、無基金雇者福祉給付等)から成る。

最終消費支出: 国内市場における家計最終消費支出に居住者の海外における支出を加え、非居住者の国内市場における支出を除いたもの。なお、項目別支出額は国内市場のみにおける支出額を示す。

13-2表 栄養供給量

[出典]

国連食糧農業機関(FAO)「生産統計年鑑」(1994年版)

[解説]

農畜水産物の食料用一次産品300種及び加工品310種の供給及び利用のデータを基に消費可能な食料の栄養量を推計し、それを人口で除したものである。この数字は、消費者への栄養の供給量であり、貯蔵・調理時の損失分や廃棄物の消費分等も含まれているので、消費者が摂取した栄養価とは必ずしも一致しない。

13-3表 死因別死亡率

[出典]

世界保健機関(WHO)「世界保健統計年鑑」(1994年版)

[解説]

国際疾病分類による死因別の人口10万人当たり死亡(死産は除く)率。総数はその他の死因を含む。

13-4表 病院施設・医療従事者数

[出典]

国際連合「統計年鑑」(1983/84、1987年版)

[解説]

施設: 総合病院、専門病院及び病床を有する医療施設。

従事者: 医師、歯科医師及び薬剤師は、各々の教育機関において完全な資格を得た者で医療施設

関係に従事している者。看護職員は、学校卒、熟練、有資格、有資格補助者及び不完全ながら

専門教育を受けた者又はこれに相当する経験を有する者。

13-5表 交通事故

[出典]

国際道路連盟「世界道路統計」(1994年版)

[解説]

事故件数: 原則として、人身事故であるが、国によっては人身事故以外の事故を含む。

死者数: 交通事故発生後30日以内に死亡した者。

事故率: 自動車1億走行台キロメートル当たりの事故件数。

人口10万人当たり: 負傷者数、死者数を当該年人口で除したものである。

15

13-6表 住宅建築

〔出典〕

国際連合「ヨーロッパ及び北アメリカ住宅建築統計年報」(1993年版)

〔解説〕

住宅建築数：住宅の新築、修復、増築及び改築による戸数。

新築住宅数：住宅建築のうち、新築の住宅数。

居住用：総床面積の半分以上が居住用である建物。

非居住用：上記以外の建物。

1戸当たり床面積：外壁の内法で計測したもの。地下室、非居住用屋根裏部屋及び多住戸建物におけるすべての共用部分は除く。定義は国により異なる。

居住室面積：寝室、食堂、居間、居住用屋根裏部屋、使用人室、台所及びその他の居住用の独立した室の面積。定義は国により異なる。

13-7表 住宅状況

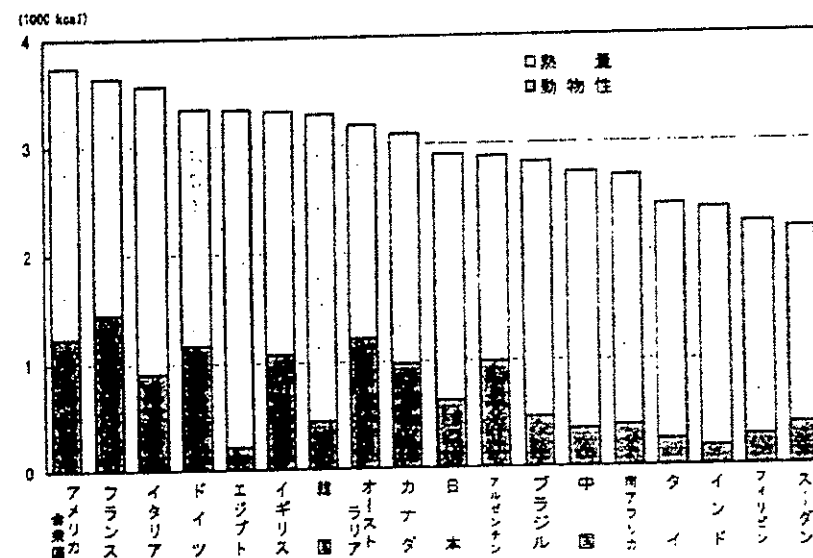
〔出典〕

国際連合「統計年鑑」(1983/84年版)

〔解説〕

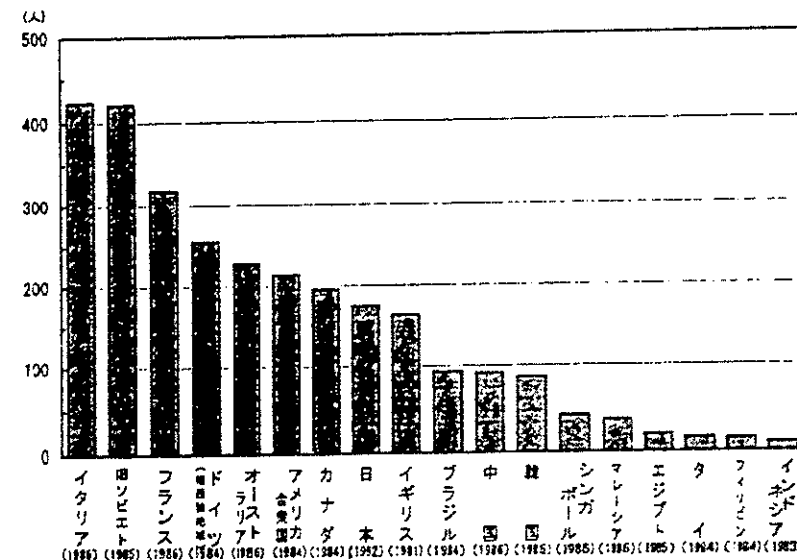
住宅：世帯の居住のために建築又は増改築された恒久的建物(完全に区画された一部を含む)で、専用の出入口を有する一つ又は複数の室とその附属設備を指す。なお、室は寝室、食堂、居間、居住可能な屋根裏、使用人部屋、台所及びその他の居住用の独立した室を含む。廊下、ベランダ、ロビー、浴室、便所は除く。

1 1人1日当たり熱供給量(1992年)



13-2表参照

2 人口10万人当たり医師数



13-4表参照

13-1表 家計部門の受取・支払額 (1)

(国民1人当たり 単位 米ドル)

国	年次	受取	最終消費支出	食料・飲料	衣類・履物	家賃・水道・光熱	医療・保健	交通・通信	教育・娯楽	貯蓄
アジア										
日本	85	10 386	6 461	1 441	433	1 217	578	629	633	1 194
	92	27 534	16 585	3 303	1 009	3 308	1 804	1 604	1 692	2 772
イスラエル	85	...	3 237	950	203	758	179	385	233	...
	92	...	7 619	1 934	373	1 841	471	961	562	...
イラン	85	...	2 186	955	205	540	94	139	34	...
	90	...	6 451	2 749	761	1 608	249	326	108	...
インド 1)	85	...	190	105	22	23	5	14	6	...
	91	...	200	109	20	20	5	23	8	...
韓国	85	...	1 327	531	68	150	84	136	145	...
	92	...	3 574	1 220	152	409	266	411	411	...
キプロス	85	...	2 358	874	316	270	87	472	211	...
	92	...	6 049	2 087	837	571	260	1 308	649	...
シンガポール 1)	85	...	3 217	939	288	400	129	491	450	...
	92	...	7 029	1 537	581	642	383	1 187	1 197	...
スリランカ 1)	85	...	274	149	19	16	4	43	13	...
	92	...	404	225	32	18	6	61	12	...
タイ 1)	85	...	469	182	53	54	30	53	22	...
	91	...	978	314	117	82	81	130	48	...
フィリピン 1)	85	...	414	245	16	15	...	20
	92	...	620	358	23	26	...	31
香港	85	...	3 691	846	676	599	234	297	352	...
	92	...	9 347	1 499	2 129	1 474	561	993	785	...
北アメリカ										
アメリカ合衆国 1)	85	15 451	10 895	1 467	678	2 100	1 529	1 777	995	1 022
	92	21 852	15 650	1 884	956	2 877	2 759	2 141	1 607	1 222
カナダ 1)	85	11 547	7 891	1 374	483	1 755	329	1 254	832	1 223
	92	17 878	12 012	1 873	623	2 899	553	1 700	1 316	1 461
ジャマイカ 1)	85	...	605	305	27	93	18	105	19	...
	88	...	879	436	51	115	31	135	25	...
バハマ	85	...	3 958	733	277	982	141	769	543	...
	88	...	4 531	908	327	1 064	156	858	592	...
メキシコ 1)	85	...	1 527	588	148	128	61	141	85	...
	92	...	2 656	894	190	341	111	324	139	...
南アメリカ										
エクアドル 1)2)	85	1 330	1 130	434	123	a)81	43	a)141	...	90
	92	948	805	310	77	a)40	37	a)102	...	60
コロンビア 1)	85	...	821	304	52	101	49	115	46	...
	92	...	914	313	41	91	59	169	50	...
ベネズエラ	85	...	2 169	710	228	313	52	160	68	...
	92	...	2 043	809	161	172	47	148	49	...
ペルー 2)	85	759	579	221	49	13	23	54	53	125
	91	1 725	1 589	2	119	38	64	118	179	63
ヨーロッパ										
アイスランド 1)	85	...	7 487	1 925	711	1 202	115	1 164	644	...
	92	...	15 788	3 952	1 209	2 449	354	2 310	1 777	...
アイルランド 1)	85	...	3 190	1 294	233	377	115	419	305	...
	92	...	8 295	2 952	584	1 043	339	1 080	1 024	...

13-1表 家計部門の受取・支払額 (2)

(国民1人当たり 単位 米ドル)

国	年次	受取	最終消費支出	食料・飲料	衣類・履物	家賃・水道・光熱	医療・保健	交通・通信	教育・娯楽	貯蓄
イギリス	85	7 237	4 850	1 219	341	987	61	834	460	333
	92	17 414	11 337	2 434	647	2 191	180	1 898	1 147	1 098
イタリア	85	8 003	4 544	1 156	472	684	256	575	382	1 063
	92	b)22 143	13 460	2 702	1 329	2 151	922	1 644	1 201	b)2 688
オーストリア 1)	85	...	4 958	1 163	545	973	247	850	301	...
	92	...	12 983	2 894	1 220	2 473	775	2 331	1 039	...
オランダ 1)3)	85	9 299	5 259	873	376	983	656	650	502	687
	92	23 249	12 719	1 875	844	2 325	1 640	1 685	1 276	1 949
ギリシャ 1)	85	...	2 206	907	199	252	84	321	135	...
	92	...	5 418	2 062	451	709	219	841	313	...
スイス 1)	85	...	8 870	2 432	399	1 749	763	963	838	...
	92	...	20 536	5 170	817	4 002	2 171	2 273	1 979	...
スウェーデン 3)	85	11 687	6 028	1 441	444	1 577	152	941	568	159
	92	29 615	14 930	2 893	959	4 599	458	2 359	1 428	1 206
スペイン 4)	85	4 111	2 768	735	255	428	104	400	194	214
	92	b)13 316	9 308	1 980	839	1 219	423	1 513	643	b)527
デンマーク 3)	85	9 358	6 172	1 448	367	1 566	111	1 052	599	-434
	92	23 616	13 986	2 978	748	3 959	323	2 150	1 424	210
ドイツ(旧西独地域) 3)	85	9 978	5 653	1 299	475	1 258	184	860	557	744
	92	27 339	15 044	3 069	1 176	3 159	526	2 666	1 576	2 273
ノルウェー 1)	85	10 704	6 879	1 727	535	1 145	261	1 159	566	-184
	91	22 021	12 722	3 232	867	2 466	665	1 583	1 160	333
ハンガリー	85	...	1 042	495	103	99	7	104	70	...
	91	...	1 686	690	126	199	25	256	111	...
フィンランド	85	9 698	5 735	1 485	315	1 674	222	962	521	372
	92	21 128	11 554	2 715	560	2 577	581	1 626	1 076	1 198
フランス	85	9 736	5 766	1 195	405	1 102	487	973	497	617
	92	23 493	13 857	2 613	860	2 814	1 380	2 258	1 061	1 189
ベルギー 1)	85	9 333	5 305	1 142	398	1 000	553	664	321	671
	92	25 562	13 754	2 456	1 056	2 316	1 608	1 910	860	3 005
ポルトガル 2)	85	2 453	1 396	555	138	73	68	218	85	562
	90	6 324	d)2 879	d)742	d)205	d)99	d)90	d)307	d)115	1 147
ルクセンブルク 1)	85	...	5 486	1 333	376	1 202	382	969	137	...
	91	...	13 711	2 620	827	2 797	1 036	2 695	589	...
アフリカ										
ジンバブエ	85	...	284	100	33	49	12	a)6	19	...
	87	...	301	91	31	46	21	a)3	20	...
南アフリカ	85	...	898	311	64	111	39	152	55	...
	92	...	1 805	706	133	176	86	267	115	...
オセアニア										
オーストラリア 1)	85	9 159	6 380	1 432	428	1 241	410	941	572	505
	92	14 425	10 676	2 212	588	2 178	784	1 588	1 049	549
ニュージーランド	85	...	4 193	741	283	789	207	797	345	...
	90	...	8 087	1 507	423	1 809	518	1 270	632	...
フィジー	85	...	1 025	338	50	141	19	136	45	...
	91	...	1 287	402	102	170	26	151	47	...

1) 「最終消費支出」は対家計民間非営利団体を含む。 2) 「貯蓄」は固定資産減耗を含む。 3) 「受取」及び「貯蓄」は対民間非営利団体を含む。 4) 対家計民間非営利団体を含む。 a) 「光熱」は「交通・通信」に含まれる。 b) 1991年。 c) 1989年。 d) 1986年。 e) 通信を除く。

13-2表 栄養供給量

国	1人1日当たり											
	熱量 (Kcal)				蛋白質 (g)				脂肪 (g)			
	摂取量		動物性の割合(%)		摂取量		動物性の割合(%)		摂取量		動物性の割合(%)	
	1990	1992	1990	1992	1990	1992	1990	1992	1990	1992	1990	1992
世界	2 718	2 718	15.9	15.7	71.1	70.8	35.0	34.7	68.7	68.7	47.6	47.3
アジア	2 544	2 585	10.0	10.6	63.3	64.3	23.4	24.4	48.7	51.1	39.4	40.7
日本	2 906	2 903	21.2	21.7	96.2	97.8	57.0	57.0	79.8	80.4	46.7	47.8
イラン	2 647	2 860	9.1	8.5	68.7	74.3	22.6	21.4	63.5	62.6	28.3	28.9
インド 1)	2 297	2 395	7.1	7.1	56.6	58.1	15.9	16.4	39.0	43.8	27.7	26.0
インドネシア 2)	2 852	2 752	3.9	3.9	58.5	60.5	15.7	15.4	50.9	50.5	13.6	14.3
韓国	3 282	3 285	12.4	13.6	87.4	86.4	35.0	37.8	66.2	72.1	42.4	43.8
サウジアラビア	2 692	2 735	17.6	17.9	75.9	77.1	44.7	44.0	87.2	90.5	34.9	35.9
タイ	2 317	2 432	10.2	9.9	51.9	54.3	36.6	35.4	43.4	43.4	36.9	37.1
中国 3)	2 679	2 727	11.3	12.7	65.5	67.4	21.4	23.6	49.7	51.9	52.9	58.0
トルコ	3 579	3 429	11.2	11.9	101.1	100.5	25.0	25.4	93.9	92.6	26.9	28.0
パキスタン	2 431	2 315	13.3	14.4	59.7	58.0	28.8	31.6	59.5	63.1	37.6	36.8
フィリピン	2 418	2 257	11.4	12.0	56.1	52.4	39.2	40.6	38.2	37.8	49.2	49.7
香港	3 159	3 129	30.8	28.4	92.1	94.2	63.2	64.3	140.1	132.1	53.6	50.7
マレーシア	2 775	2 888	16.1	16.1	56.1	59.9	48.3	47.6	100.9	99.7	29.8	30.9
北アメリカ	3 380	3 383	27.1	27.8	96.9	96.9	57.0	58.0	126.4	127.8	53.2	54.5
アメリカ合衆国	3 680	3 732	32.0	32.9	111.0	112.9	64.6	65.1	153.3	156.1	56.7	58.6
カナダ	3 089	3 094	32.3	31.6	95.4	96.1	61.2	59.7	131.6	132.8	56.8	55.9
メキシコ	3 213	3 146	15.9	17.3	81.7	78.7	35.6	38.8	91.0	94.9	41.2	42.0
南アメリカ	2 621	2 689	18.5	18.7	64.1	67.4	47.0	46.4	75.5	78.1	45.3	45.3
アルゼンチン	2 964	2 880	30.9	34.5	94.1	99.3	54.6	67.6	105.1	100.1	61.4	69.5
コロンビア	2 613	2 677	16.4	15.6	59.6	60.2	45.8	43.9	60.8	62.0	48.4	45.5
ブラジル	2 731	2 824	17.0	16.6	61.9	65.9	43.3	41.1	80.8	82.8	41.5	41.1
ヨーロッパ	3 470	3 410	32.4	32.1	102.9	100.6	57.7	57.8	144.4	142.9	62.1	60.7
イギリス	3 273	3 317	35.0	32.4	93.4	91.2	57.2	57.3	142.1	147.5	65.6	58.7
イタリア	3 504	3 561	25.6	25.4	107.2	108.7	53.8	53.5	145.9	149.5	46.1	45.6
オーストリア	3 537	3 497	35.4	35.6	100.5	100.8	63.7	64.1	163.3	162.8	60.8	60.5
オランダ	3 111	3 222	31.0	31.7	88.5	92.6	63.5	65.4	132.9	136.5	55.0	54.6
ギリシャ	3 756	3 815	25.1	25.2	114.3	113.7	51.9	52.2	158.8	164.0	44.6	44.3
スイス	3 437	3 379	37.7	37.9	94.4	93.8	63.1	62.9	162.0	157.2	65.6	66.6
スウェーデン	2 967	2 972	37.7	37.6	95.3	96.7	66.6	66.9	125.5	121.6	65.6	66.7
スペイン	3 645	3 708	31.5	31.9	104.1	104.3	58.1	56.7	177.5	184.3	51.7	51.7
デンマーク	3 596	3 664	44.2	43.6	98.6	99.1	65.2	63.5	181.3	178.6	77.8	80.6
ドイツ	3 455	3 344	35.4	34.8	102.4	100.2	64.4	64.1	146.4	136.0	65.8	66.2
ノルウェー	3 178	3 244	34.6	34.3	97.5	96.9	61.3	60.4	133.3	136.8	64.4	65.0
フィンランド	3 015	3 018	40.5	39.7	96.9	94.2	64.1	64.0	124.1	124.3	77.3	76.0
フランス	3 650	3 633	39.4	40.0	116.7	116.0	66.2	67.1	171.4	174.1	67.4	67.5
ベルギー 4)	3 660	3 681	35.0	35.3	103.3	103.6	61.8	62.1	170.3	174.1	62.0	61.5
ポーランド	3 390	3 301	33.7	33.1	100.5	99.3	53.6	52.7	118.2	117.9	80.1	75.9
ポルトガル	3 590	3 634	25.5	26.0	99.9	103.3	52.2	52.8	137.0	137.7	51.8	52.8
アフリカ	2 294	2 282	7.7	7.4	56.9	56.0	21.8	21.3	47.8	47.3	24.5	23.9
アルジェリア	2 867	2 897	11.5	11.3	76.1	75.6	26.3	25.4	69.1	70.7	30.0	29.1
エジプト	3 336	3 335	6.8	6.3	87.3	87.3	15.1	14.8	66.3	64.3	27.0	25.2
スーダン	2 050	2 202	18.5	17.3	59.5	65.4	36.3	33.2	62.9	59.7	41.2	43.7
南アフリカ	2 900	2 695	13.1	14.1	74.1	67.4	34.5	37.7	71.0	69.2	38.3	39.7
オセアニア	3 100	3 129	35.3	33.5	94.4	92.8	65.1	64.2	119.9	125.0	68.7	63.4
オーストラリア	3 162	3 179	40.0	38.2	102.2	100.4	68.7	68.2	130.9	134.4	72.7	67.1
ニュージーランド	3 559	3 669	42.4	39.1	119.7	118.3	69.8	66.1	149.0	159.3	78.2	74.2
旧ソビエト	3 332	...	26.8	...	98.4	...	48.4	...	103.2	...	66.7	...

1)ジャム・カシミアルを含む。 2)東ティモールを含む。 3)台湾を含む。 4)ルクセンブルクを含む。

13-3表 死因別死亡率

(単位 人口10万人当たり)

国	年次	総数	結核	悪性新生物	脳血管疾患	心疾患	高血圧性疾患	肺炎	腸炎、下痢疾患	老衰	自動車事故	その他の不慮の事故	自殺
アジア													
日本 1)	94	706.0	2.5	196.4	96.9	128.6	6.4	67.2	0.8	18.9	11.1	18.1	16.9
イスラエル	92	650.4	0.5	128.1	63.4	190.5	4.3	14.9	0.4	0.9	6.4	16.0	7.4
韓国	87	466.5	12.8	77.8	60.5	40.7	37.2	6.6	1.4	80.3	17.6	34.5	7.9
クウェート	87	229.0	1.1	25.5	5.9	43.9	16.0	11.7	1.4	8.7	18.3	10.3	0.9
シンガポール	92	508.4	3.6	122.6	60.2	112.5	10.1	50.4	0.7	9.2	9.5	8.2	10.6
中国 2)	92	642.2	14.2	104.3	101.0	56.5	19.3	23.6	0.4	0.0	10.7	33.8	26.8
中国 3)	92	580.6	6.7	125.8	122.7	79.9	14.0	8.7	0.2	1.3	9.2	20.2	9.5
香港	93	510.5	6.1	157.3	54.9	69.0	10.5	37.3	0.1	5.9	5.2	8.8	10.3
北アメリカ													
アメリカ合衆国	91	860.3	0.7	204.1	56.9	276.4	13.2	30.4	0.2	0.6	16.9	18.5	12.2
カナダ	92	691.1	0.4	192.9	50.9	192.9	4.4	23.0	0.1	0.9	11.6	16.5	13.0
キューバ	90	680.0	0.5	129.7	65.4	193.4	7.8	28.9	4.0	0.5
メキシコ 4)	92	464.3	5.9	49.5	24.3	61.6	8.1	20.9	15.7	5.3	15.8	27.5	2.5
南アメリカ													
アルゼンチン 4)	91	770.5	3.7	143.0	76.8	222.1	12.8	19.6	2.8	1.1	9.4	22.3	5.9
エクアドル	91	516.8	12.2	48.4	25.6	48.4	5.9	25.6	33.7	34.1	20.0	26.7	4.6
コロンビア	91	498.1	3.8	62.8	32.4	90.1	14.3	15.6	7.9	3.6	14.4	23.1	3.1
チリ	89	582.2	5.9	105.7	52.0	85.6	8.6	44.4	3.4	3.8	7.3	19.2	5.6
ベネズエラ	89	449.4	3.3	57.1	28.9	69.3	11.9	15.6	13.0	0.3	20.7	18.7	4.8
ヨーロッパ													
アイスランド	93	664.0	0.8	170.8	67.0	214.4	5.3	54.0	0.0	2.7	7.6	19.3	9.8
アイスランド	92	872.0	1.2	211.2	83.7	274.4	5.3	50.5	0.2	0.8	12.0	15.3	10.0
イギリス	92	1 093.6	0.8	280.8	130.8	328.3	6.1	54.4	0.4	7.5	8.1	12.4	8.0
イタリア	91	967.4	1.0	258.4	130.2	231.9	27.9	12.0	0.2	13.9	16.7	24.7	7.8
ウクライナ	92	1 567.3	9.5	202.3	448.1	410.6	3.0	7.0	0.6	134.2	19.4	53.3	22.6
オーストリア	93	1 032.5	1.4	244.3	126.0	359.3	16.9	16.3	0.0	6.7	14.8	24.9	21.3
オランダ	92	855.4	0.2	236.8	85.1	225.7	5.0	22.4	0.2	9.5	8.4	15.2	10.5
ギリシャ	93	939.6	1.6	202.5	170.5	265.5	12.9	6.3	0.0	21.3	19.2	16.8	4.0
スイス	93	901.0	0.8	236.1	78.4	264.6	19.6	31.3	0.5	4.5	9.7	33.1	20.4
スウェーデン	92	1 086.9	0.5	235.0	119.1	375.2	6.8	50.0	0.2	10.2	7.9	22.3	15.6
スペイン	91	865.3	2.0	201.6	112.9	197.6	8.2	16.7	0.4	8.3	19.8	18.9	7.5
チェコ	93	1 144.0	1.2	270.4	189.4	340.2	7.8	18.9	0.3	3.5	14.1	42.6	18.6
デンマーク	93	1 205.0	0.9	298.4	114.1	340.7	7.7	34.0	1.0	14.2	10.8	36.1	22.3
ドイツ	93	1 101.3	1.0	262.4	129.8	351.2	17.3	20.7	0.5	6.9	11.8	21.1	15.6
ノルウェー	92	1 043.5	0.2	228.3									

13-4表 病院施設・医療従事者数 (1)

国	施設(数)				従事者(人)					
	年次	病院	病床	1病床当たり人口	年次	医師	人口10万人当たり 歯科医師	薬剤師	看護職員	
アジア										
日本 1)	93	9 844	1 680 952	74	92	218 066	175	76 343	141 630	795 810
アフガニスタン	82	68	4 837	3 470	87	2 957	20	329	...	2 135
アラブ首長国連邦	82	...	3 239	349	84	1 278	101	97	...	a)3 328
イスラエル	82	42	19 627	205	83	11 895	290	2 900	2 540	a)26 895
イラク	82	198	24 612	575	87	9 442	55	1 465	...	9 931
イラン	83	581	67 734	601	87	16 918	33	2 488	...	43 291
インド	81	b)25 452	b)1 066 164	b)634	84	297 228	39	9 598	...	170 870
インドネシア	79	998	83 101	1 787	83	16 698	10	c)2 304	c)3 587	a)c)122 945
オマーン	82	b)37	b)2 041	b)529	87	1 240	93	80	...	3 460
カタール	81	b)4	b)733	b)338	86	646	198	95	...	1 672
韓国	81	...	63 804	607	86	35 657	86	a)70 783
北朝鮮	79	...	210 000	83	82	45 120	238
クウェート	82	30	5 754	272	86	2 804	151	329	805	8 831
サウジアラビア	81	b)95	b)14 451	b)645	86	17 544	140	1 291	...	37 670
シリア	81	151	10 308	904	87	8 593	77	2 487	...	12 550
シンガポール	81	25	9 899	247	86	1 086	42	a)4 967
スリランカ	82	b)493	b)43 389	b)350	85	1 914	12	301	...	8 091
タイ	80	714	71 718	658	84	8 058	16	1 326	3 312	54 012
中国	83	68 662	2 109 571	493	86	d)926 693	91	a)759 485
トルコ	82	668	98 382	471	85	36 427	71	8 305	11 582	30 854
ネパール	80	68	2 556	5 271	84	497	3	...	29	a)1 707
パキスタン	82	...	50 335	1 737	87	34 850	31	2 050	...	20 295
バングラデシュ	81	504	18 727	4 545	85	14 944	7	5 533
フィリピン	80	...	93 374	518	84	a)8 132	15	a)19 880
ベトナム	81	b)11 550	b)202 259	b)272	86	19 861	31	83 401
香港	82	71	22 110	237	86	5 147	93	a)22 982
マレーシア 2)	81	163	32 135	370	86	4 938	37	a)e)f)12 841
ミャンマー	82	b)614	b)31 510	b)1 140	85	10 031	27	a)41 590
モンゴル 3)	81	1 659	18 901	90	81	3 881	227	70	269	7 097
ヨルダン	82	45	4 364	717	84	2 958	114	623	...	a)2 596
北アメリカ										
アメリカ合衆国	80	7 051	1 333 360	171	84	501 200	214	137 950	158 000	3 212 700
エルサルバドル	81	b)48	b)7 375	861	84	1 664	34	599	597	5 038
カナダ	78	1 226	182 791	129	84	48 860	196	12 271	15 337	a)85 539
キューバ	79	b)306	b)39 809	b)246	84	18 850	191	...	711	35 062
グアテマラ	78	107	12 217	560	84	3 544	47	810	411	9 093
コスタリカ	80	39	7 570	297	84	2 539	101	790	702	5 400
ジャマイカ	78	b)30	b)7 648	b)283	84	1 115	49	114	102	4 675
トリニダード・トバゴ	79	25	4 387	257	84	1 213	106	104	115	4 521
パナマ	78	87	6 954	251	84	2 167	104	410	...	5 475
バハマ	80	6	925	256	84	216	98	31	...	1 110
バルバドス	82	11	2 151	120	84	225	94	25	...	1 134
ホンジュラス	80	35	4 723	781	84	2 800	66	614	...	6 300
南アメリカ										
アルゼンチン	80	3 186	150 010	188	84	80 100	270	6 416	681	30 505
ウルグアイ	78	b)66	b)11 559	b)249	84	5 756	193	2 300	...	3 000
コロンビア	80	849	44 495	609	84	23 520	84	10 080	...	44 520
スリナム	80	17	3 169	123	84	306	87	22	...	1 400
チリ	80	300	37 971	292	84	9 684	80	3 100	...	32 150
ブラジル	76	5 426	445 818	245	84	122 818	93	16 696	4 630	110 052
ペネズエラ	78	444	41 385	317	84	24 038	143	4 342	...	15 214
ペルー	77	437	29 934	547	84	18 200	95	4 230	4 250	14 900

13-4表 病院施設・医療従事者数 (2)

国	施設(数)				従事者(人)					
	年次	病院	病床	1病床当たり人口	年次	医師	人口10万人当たり 歯科医師	薬剤師	看護職員	
ヨーロッパ										
アイスランド	80	46	3 730	61	83	545	230	191	...	a)2 538
アイルランド	80	209	33 028	103	84	5 180	147	1 131	...	25 261
イギリス	81	b)1 937	b)351 505	...	81	92 172	164	17 472	17 589	182 897
イタリア	79	1 832	554 595	103	86	245 116	424	3 697
オーストリア	82	...	82 957	91	85	15 451	261	2 225	...	26 586
オランダ	82	808	175 260	82	85	37 193	224	7 119	1 900	...
ギリシャ	81	688	59 914	162	84	28 212	285	8 379	...	19 980
スイス	81	409	67 065	96	85	9 298	146	3 117
スウェーデン	81	699	121 099	69	85	21 596	264	9 300	...	69 261
スペイン	81	1 054	189 738	198	84	121 362	313	4 682	28 748	142 542
旧チェコ・スロバキア	82	b)578	b)192 079	b)80	85	i)55 871	355	...	7 261	106 968
デンマーク	82	127	39 273	130	84	12 806	251	4 519	2 190	a)83 183
ドイツ(旧西独地域)	82	3 189	695 603	89	84	153 895	256	34 415	30 865	a)263 435
ドイツ(旧東独地域)	82	545	171 280	97	85	37 943	225	11 757	3 783	176 600
ノルウェー	82	929	60 821	68	84	9 176	222	3 702	...	72 448
ハンガリー	82	...	99 811	107	85	i)34 758	319	...	4 548	58 853
フィンランド	81	...	b)74 441	b)65	85	11 072	223	4 595	...	82 147
フランス	82	961	318 459	170	86	172 116	319	38 980	50 296	...
ブルガリア	82	...	99 525	91	84	24 718	278	5 623	4 235	49 643
ベルギー	82	531	92 686	106	85	29 776	302	6 018	10 792	...
ポーランド	82	1 060	269 501	134	85	73 199	195	17 440	16 064	179 084
ポルトガル	82	491	51 173	196	85	24 629	242	...	4 807	...
マルタ	82	b)5	3 142	115	82	413	112	57	396	a)3 187
旧ユーゴスラビア	81	...	136 820	166	86	42 365	183	9 535	6 146	82 617
ルーマニア	82	...	b)210 088	b)107	85	40 050	173	...	6 558	...
アフリカ										
アルジェリア	79	b)367	b)47 116	b)406	84	9 056	43	2 596	1 174	...
エジプト	82	1 521	87 685	509	85	9 485	20	12 458
エチオピア	80	86	11 147	2 787	84	54	1	1 896
ガーナ	79	329	17 026	665	84	817	6
ケニア	78	...	24 708	601	82	2 151	12	239	85	17 193
ザイール	79	942	79 244	322	79	1 900	7	j)58	414	14 661
ザンビア	81	636	20 638	289	83	880	14	4 529
スーダン	81	160	17 328	1 091	84	2 095	10	209	...	a)12 986
タンザニア 4)	77	2 407	33 714	464	77	960	6	j)45	25	5 653
チュニジア	80	b)98	b)13 571	b)469	86	3 453	46	...	881	9 353
ナイジェリア	80	...	61 628	1 251	82	11 294	13	...	3 131	37 112
マラウイ	81	559	11 713	521	84	262	4	a)1 266
モロッコ	82	b)141	b)24 913	b)859	87	4 998	21	467	...	22 297
オセアニア										
オーストラリア	77	2 369	175 017	80	86	36 610	229	a)139 434
ニュージーランド	82	318	23 052	137	86	5 747	174	a)40 950
バブアニューギニア	80	390	12 697	243	85	269	8	a)3 941
フィジー	81	27	1 774	364	82	325	49	a)1 342
旧ソビエト	80	23 100	3 324 200	80	85	i)1 170 000	421	...	91 000	...

1)厚生省「医療施設調査・病院報告 1993年」及び「衛生行政業務報告 1994年」による。 2)マレーシア半島のみのみ。 3)公告のみ。 4)タンザニアのみ。 a)助産員を含む。 b)1982年。 c)産科医を含む。 d)産科医を含む。 e)公衆衛生部門。 f)看護補助職員のみ。 g)イングランドのみ。 h)歯科医師を含む。 i)大学レベル以下の歯科医師を含む。

61

13-5表 交通事故

国	年次	事故件数	負傷者数	死者数	事故率 ¹⁾	人口10万人当たり	
						負傷者数	死者数
アジア							
日本	93	724 675	878 633	10 942	107	704.8	8.8
アラブ首長国連邦	92	9 612	9 169	443	...	518.0	25.0
イスラエル	93	21 938	37 992	505	89	722.3	9.6
インド	91	294 000	255 300	56 525	...	30.0	6.6
インドネシア	90	25 741	35 256	10 887	...	19.6	6.1
韓国	93	260 921	339 698	10 402	483	771.0	23.6
クウェート	89	20 384	2 966	301	137	145.4	14.8
サウジアラビア	92	a) 85 277	34 880	3 719	...	207.4	22.1
シンガポール	93	7 894	7 636	258	...	266.1	9.0
タイ	93	84 892	25 330	9 496	b) 88	43.2	16.2
トルコ	93	58 157	103 505	6 444	189	172.9	10.8
パキスタン	93	39 970	14 753	6 299	...	12.0	5.1
フィリピン	92	5 504	5 031	473	...	7.8	0.7
香港	93	15 469	20 558	351	157	347.3	5.9
マレーシア	92	118 554	31 705	4 557	...	170.4	24.5
北アメリカ							
アメリカ合衆国	92	2 251 173	3 449 211	39 235	63	1 350.5	15.4
カナダ	92	171 723	248 940	3 485	...	875.6	12.3
メキシコ	93	23 091	35 461	5 252	b) 32	38.9	5.8
南アメリカ							
コロンビア	90	122 112	26 775	2 564	240	82.9	7.9
チリ	90	39 479	36 092	1 587	...	274.0	12.1
ブラジル	93	65 000	39 200	5 500	...	25.9	3.6
ヨーロッパ							
イギリス	92	233 025	310 673	4 229	55	535.6	7.3
イタリア	91	170 702	240 688	7 498	45	424.0	13.2
ウクライナ	93	6 775	43 453	7 642	...	83.3	14.6
オーストリア	93	55 270	...	1 283	16.1
オランダ	93	11 227	11 562	1 252	44	75.6	8.2
ギリシャ	92	22 006	29 824	1 828	...	289.3	17.7
スイス	92	23 272	28 683	c) 834	...	416.9	12.1
スウェーデン	93	14 959	20 373	632	...	232.8	7.2
スペイン	92	87 293	129 949	6 014	70	333.1	15.4
デンマーク	93	8 497	9 832	573	d) 23	189.4	11.0
ドイツ	92	393 042	513 146	10 643	...	536.9	13.2
ノルウェー	93	8 531	11 390	281	...	264.3	6.5
ハンガリー	92	24 623	34 678	4 577	b) a) 67	336.0	44.4
フィンランド	93	6 147	7 806	484	15	154.0	9.5
フランス	93	137 500	189 020	f) 9 052	30	327.8	15.7
ベルギー	93	64 933	76 187	1 660	a) 101	761.1	16.6
ポーランド	93	48 901	58 812	6 341	...	152.9	16.5
ポルトガル	93	50 255	67 147	2 171	173	679.6	22.0
アフリカ							
アルジェリア	92	13 935	23 048	2 545	...	88.2	9.7
エジプト	92	18 114	21 701	4 315	181	39.3	7.8
南アフリカ	92	83 804	126 404	10 142	86	326.0	26.2
オセアニア							
オーストラリア	92	18 790	17 048	1 742	...	97.5	10.0
ニュージーランド	93	10 994	15 108	600	35	436.6	17.3

1) 自動車1億走行台キロメートル当たり。 a) 照会を含む。 b) 1990年。 c) 即死あるいはその後の死。 d) 1992年。 e) 因道の死のみ。 f) 事故後6日以内の死。 g) 1991年。

13-6表 住宅建築

国	年次	住宅建築数 (1000)	新築住宅数 (1000)		1戸当たり 床面積(㎡)	居住室面積
			居住用	非居住用		
アジア						
日本 ¹⁾²⁾	85	1 236.1	a) 1 128.0	a) ...	83.4	...
	94	1 570.3	a) 1 461.7	a) ...	82.7	...
トルコ	85	118.2	131.0	...
	91	228.0	228.0	...	112.0	...
北アメリカ						
アメリカ合衆国	86	...	1 755.8	139.0
	93	...	1 192.7	...	182.5	...
ヨーロッパ						
アイルランド	85	23.9	23.8	0.0	95.0	76.0
	93	21.5	21.5	0.0	86.3	69.8
イギリス	85	216.3	202.9
	92	179.0	174.1
イタリア	85	200.8	173.6	6.1	76.4	...
	92	211.5	183.2	5.7	158.2	93.6
ウクライナ	90	289.0	80.4	35.6
	92	227.0	62.3	37.1
オーストリア	85	41.2	37.3	2.7	57.0	...
	93	43.4	18.3	...	95.0	...
オランダ	85	101.1	b) 98.1
	93	87.7	a) 83.7	a)
ギリシャ	85	88.5	67.3	2.5
	89	117.3	93.2	2.6	93.2	...
スイス	85	47.5	a) 44.2	a)
	91	42.0	a) 38.0	a)
スウェーデン ³⁾	85	32.9	32.9	0.0	93.7	...
	92	57.0	57.0	0.0	85.0	...
スペイン	93	206.4	189.9	...	91.1	...
チェコ	90	45.2	44.6	0.2	82.5	56.0
	92	36.4	36.4	0.0	85.3	55.6
デンマーク	85	22.6	20.9	0.1	...	109.0
	93	13.0	13.0	0.0	...	c) 43.9
ドイツ(旧西独地域)	85	312.1	284.4	7.4	...	99.6
	92	374.6	322.1	8.4	90.8	...
ノルウェー	85	26.0	25.2	0.2	...	177.8
	93	15.9	15.1	0.4	134.1	119.0
ハンガリー	85	72.5	70.5	d) 2.0	78.9	55.2
	93	20.9	18.5	0.0	64.8	51.2
フィンランド ⁴⁾	85	50.3	48.9	0.7	...	78.2
	93	36.0	29.0	1.0	...	80.3
フランス	84	b) 343.6	b) 309.7	b) 33.9	...	b) 85.5
	92	299.0
ブルガリア	85	64.9	63.6	0.0	65.0	57.7
	93	11.0	10.8	...	77.0	57.0
ベルギー	85	30.3	28.9	0.5	b) 187.3	b) 115.7
	93	47.5	43.7	1.1	b) 199.0	b) 129.9
ポーランド ³⁾	85	189.6	188.0	1.6	69.5	45.3
	93	94.4	90.8	3.6	81.1	53.2
ルーマニア	85	105.6	105.6	...	57.5	35.2
	93	30.1	e) 71.6	e) 53.7
ルクセンブルク ³⁾	85	1.3	1.3	0.0	126.8	96.3
	90	3.0	2.9	0.1	114.0	90.0

1) 建設省「建築統計年報 1995年度」による。 2) 新たに住宅の戸が造られない増設及び増設を除く。 3) a) 新築のみ、付帯建物は除く。 b) 「居住用」を含む。 c) 居住用建物のみ。 外壁の外注で計測したもの。 d) 増築、改築を含む。 e) 仕切壁を除く。 f) 倉庫を除く。

20

13-7表 住宅状況

国	年次	住宅数・規模				設備別割合 (%)			
		居住者のある住宅数 (1000)	世帯率 (%)	1戸当たり室数	1室当たり人員	屋内水道	便所	水洗	電灯
アジア									
日本 1)	93	40 773	59.8	4.9	0.6	a)94.0	98.3	75.6	...
イスラエル	78	...	70.6	b)2.9	1.2	...	98.0
イラン	76	...	70.2	+2.4	+2.0	40.9	48.3
韓国	80	c)4 636	58.6	+4.1	c)+2.0	51.2	98.4	18.4	...
シンガポール	80	467	55.0	99.7	98.3
スリランカ	81	1 174	69.4	2.5	2.1	8.0	66.5	4.7	14.9
タイ	76	...	88.6	+1.9	...	11.7	50.3	0.5	24.0
トルコ	75	...	80.7	2.5
パキスタン 2)	80	...	78.4	1.9	3.6	12.6	30.6
フィリピン	75	6 011	87.7	d)61.1	63.3	22.6	22.7
北アメリカ									
アメリカ合衆国	80	80 390	64.4	+4.7	+1.7	99.3
カナダ	81	8 063	63.7	+5.6	+0.5	99.5	99.1	98.9	100.0
パナマ	80	364	...	+2.6	+1.8	44.8	87.1	43.5	64.7
メキシコ	80*	12 216	66.8	49.9	93.4	45.0	74.6
南アメリカ									
アルゼンチン	80	...	69.1	+2.8	+1.3
ブラジル	80*	25 353	e) f)67.8	2.0	1.0	53.2	...	76.1	67.4
コロンビア	76	1 078	69.6	11.1	21.8	12.4	34.3
ヨーロッパ									
イギリス 3)	81	1 786	34.7	3.8	0.7	...	99.0
イタリア	81	17 509
オーストリア	81	...	52.9	g)+3.4	g)+0.8	95.8	82.6
オランダ	77	4 501	40.5	+5.0	99.7
ギリシャ	71	2 483	70.6	+3.5	+0.9	65.0	92.5	45.0	88.3
スイス	70	2 050	28.1	93.3	...
スウェーデン	80	3 498	54.9	4.1	0.6	c)98.3	98.5	96.2	...
スペイン	81	12 330
旧チェコ・スロバキア	80	4 909	44.7	3.5	0.9	89.5	100.0	77.2	100.0
デンマーク	81	2 028	54.8	3.8	+0.6	...	98.6	94.6	100.0
ドイツ (旧西独地域)	78	23 007	36.0	4.4	0.6	...	100.0	97.1	...
ドイツ (旧東独地域)	71	5 938	23.0	2.7	...	82.1	100.0	56.6	100.0
ノルウェー	80	1 524	66.8	3.6	0.7	...	92.9	86.8	...
ハンガリー	80	3 417	68.5	h)2.0	h)+1.5	65.0	100.0	53.3	98.0
フィンランド	80	1 728	62.9	g)3.4	g)0.8	90.6	c)76.1	85.5	...
フランス	78	18 641	46.6	+3.6	+0.8	98.7	79.1	c)71.9	...
ブルガリア	75	2 343	77.3	3.6	+1.0	66.1	100.0	32.2	99.8
ポーランド	78	9 326	36.3	3.1	1.2	67.4	100.0	52.9	h)96.2
アフリカ									
カメルーン	76	...	83.4	+4.1	+1.2	d)5.2	72.4	2.2	5.9
リビア	73	284	62.5	+3.3	+1.8	62.0	70.1	40.6	72.1
オセアニア									
オーストラリア	81	4 669	68.1	a)+5.4	a)+0.6 d)97.1	a)94.9	e)92.2	94.9	...
ニュージーランド	81	1 003	70.9	+5.6	+0.5

1) 総務庁統計局「1993年住宅統計調査報告」による。2) キルギット、ジャム・カシミール、ジュナガード、バルチスタン及びマナバグルは除く。3) スコットランドのみ。4) 1983年。5) オブツは除く。6) 1975年。7) 屋外を含む。8) 1976年。9) 都市部のみ。10) 台所は除く。11) 1970年。

第14章 環 境

14-1表 二酸化炭素排出量

(出典) 経済協力開発機構 (OECD) 「環境データ」 (1993年版)

(解説)

エネルギー使用により人為的に発生した二酸化炭素 (CO₂) の排出量 (一次エネルギーの総供給量と化石燃料に基づく推計値)。天然ガスの燃焼量を除く。国際船舶の燃料倉庫の在庫分は含む。

なお、この推計は、OECDによる暫定的なものであり、今後修正されることもあり得る。

14-2表 二酸化硫黄濃度

(出典) 経済協力開発機構 (OECD) 「環境データ」 (1993年版)

(解説)

特定の都市の一つ又は複数の測定局における二酸化硫黄 (SO₂) の濃度の推移を、1985年を100とした相対値により示したものの。測定方法、測定地点数等が都市により異なるため、都市間の比較には注意を要する。

都市：本表では、原典に掲載されている都市のうち、次のものを選んだ。

A ... 国の人口の5~10%以上が集中している都市。

B ... 1980年において多数の住民が高い濃度の汚染物質に接していると考えられる都市。

C ... 住宅地域又はサービス業地域で汚染の度合いが中程度の都市。

μg : 100万分の1グラム。

14-3表 二酸化窒素濃度

(出典) 経済協力開発機構 (OECD) 「環境データ」 (1993年版)

(解説)

特定の都市の一つ又は複数の測定局における二酸化窒素 (NO₂) の濃度の推移を、1985年を100とした相対値により示したものの。測定方法、測定地点数等が都市により異なるため、都市間の比較には注意を要する。

都市及び単位については、「14-2表 二酸化硫黄濃度」の解説を参照。

14-4表 河川の水質

(出典) 経済協力開発機構 (OECD) 「環境データ」 (1993年版)

(解説)

各国の主要な河川の水質を、生物化学的酸素要求量 (BOD) の年平均値により示したものの。測定場所は河口又は国境以内での最下流の地点。測定方法が国により異なるため、河川間の比較には注意を要する。

14-5表 湖沼の水質

(出典) 経済協力開発機構 (OECD) 「環境データ」 (1993年版)

(解説)

特定の湖沼におけるリン分及び窒素分の年間平均濃度の推移を示したものの。測定方法が国により異なるため、湖沼間の比較には注意を要する。

14-9表 産業廃棄物発生量

(単位 t)

国	年次	金属、プラスチックの仕上加工からの廃棄物	廃油	PCBを含む廃棄物	製造及び使用による廃棄物		
					有機溶剤	塗料、顔料	樹脂、ラテックス
アジア							
日本	85	a) 8 877 000	b) 3 472 000	c) 2 894 000
北アメリカ							
アメリカ合衆国 1)	90	1 982 378	4 960 000	d) 5 015 060	e) 70 000 000	693 833	f) 41 000 000
カナダ	85	186 200	347 000	e) 120 000	262 000	72 700	h) 74 000
ヨーロッパ							
アイルランド	91	7 000	i) 1 000	...	j) 12 500	...	45 000
オーストリア	90	14 731	60 300	81	27 253	15 000	...
オランダ	90	22 000	279 000	400	69 000	25 000	20 000
ギリシャ	90	...	25 000	1 800	21 000	6 000	150
スペイン	90	...	320 000	2 200	5 400
スロバキア	87	1 233 206	22 464	3 100	2 061	2 394	43 191
チェコ	87	1 327 968	543 300	...	18 662	11 481	88 328
ドイツ(旧西独地域)	87	219 527	859 456	10 537	454 489	225 525	867 015
ノルウェー	88	8 000	55 000	h) 2 000	9 000	16 000	...
ハンガリー	89	12 000	455 000	134	49 000	11 000	...
フィンランド	87	1 813	35 684	1 789	7 384	5 787	2 123
フランス	90	...	409 000	k) 17 000	k) 285 000
ポーランド	90	41 400	...	175 900	...
ポルトガル	89	...	16 473	703
ルクセンブルク	90	22 200	3 900	480	284	540	...
オセアニア							
ニュージーランド	90	3 030	18 151	4	3 690	29 381	12 892

1) 1989～91年の数値。 a) 総金属。 b) 溶剤を含む。 c) 廃プラスチックとゴム。 d) 危険廃棄物発生量の測定が基礎になっているが、アメリカの数値を反映していない。 1985年の数値。 e) 全ての産業有機化学製品を含む。 f) プラスチックとゴムを含む。 g) 6,500トンの高濃度PCBを含む。 h) 1987年。 i) 潤滑油のみ。 j) 種々の化学廃棄物を含む。 k) 1989年。

第15章 社会保険

15-1表 社会保険収入

〔出典〕 国際労働機関〔ILO〕「社会保険費の国際比較」(1984-1986年版)〔解説〕

社会保険の範囲は、各国間で相違があるほか、同一国内においても部門間で相違がある。本表は、各国の社会保険制度を維持・運営するための財源の総額及び内訳を社会保険収入として示したものである。
 総額：保険料(被保険者、専業主)、社会保険特別税、国庫負担、他の公費負担、利子収入及びその他の合計。社会保険制度間の振替は含まない。
 保険料：被保険者及び専業主の拠出金。
 社会保険特別税：社会保険のために用いられる税。
 国庫負担、他の公費負担：国、地方政府の負担金。
 利子収入：資本投資による利子収入。

15-2表 社会保険支出

〔出典〕 国際労働機関〔ILO〕「社会保険費の国際比較」(1984-1986年版)〔解説〕

総額：社会保険制度による給付支出のほか、制度を維持・運営するための管理費及びその他の費用の合計。社会保険制度間の振替は含まない。
 給付：医療、医療以外の現物及び現金の合計。
 医療：医療における現物給付。
 医療以外の現物：公的扶助、社会福祉等の現物給付。
 対GDP比：支出総額、給付計の国内総生産に対する割合。

15-3表 社会保険給付費の制度別割合

〔出典〕 国際労働機関〔ILO〕「社会保険費の国際比較」(1984-1986年版)〔解説〕

制度別割合とは「15-2表 社会保険支出」における給付支出総額のうち、各制度(社会保険及び類似制度、家族手当、公務員特別制度、公的扶助及び類似制度、戦争犠牲者給付)による給付支出の占める割合。
 1人当たり給付額：給付総額を総人口で除した金額。
 社会保険・類似制度：雇用災害補償を含む。

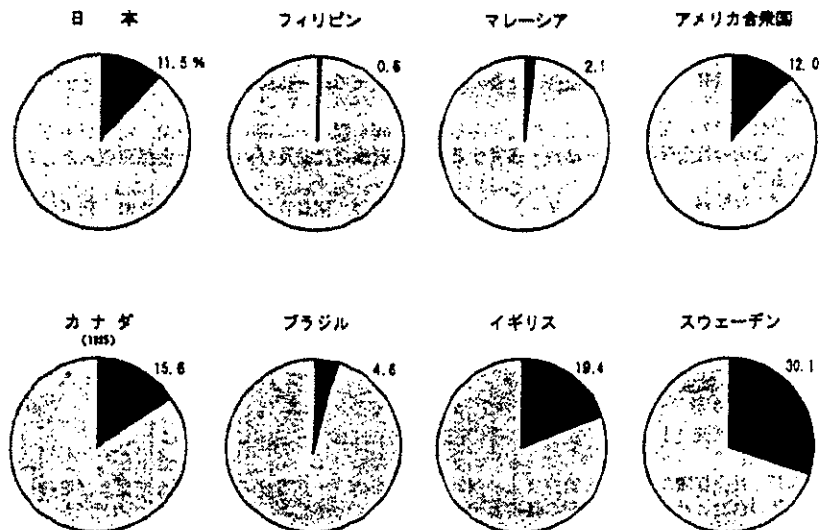
15-4表 社会保険給付費の目的別割合

〔出典〕 国際労働機関〔ILO〕「社会保険費の国際比較」(1984-1986年版)〔解説〕

目的別割合とは「15-3表 社会保険給付費の制度別割合」における「社会保険及び類似制度」及び「家族手当」の給付支出額のうち、主な給付目的(疾病・出産、業務災害、年金、失業、家族手当)別の割合。
 総額：「社会保険及び類似制度」及び「家族手当」の給付の合計。

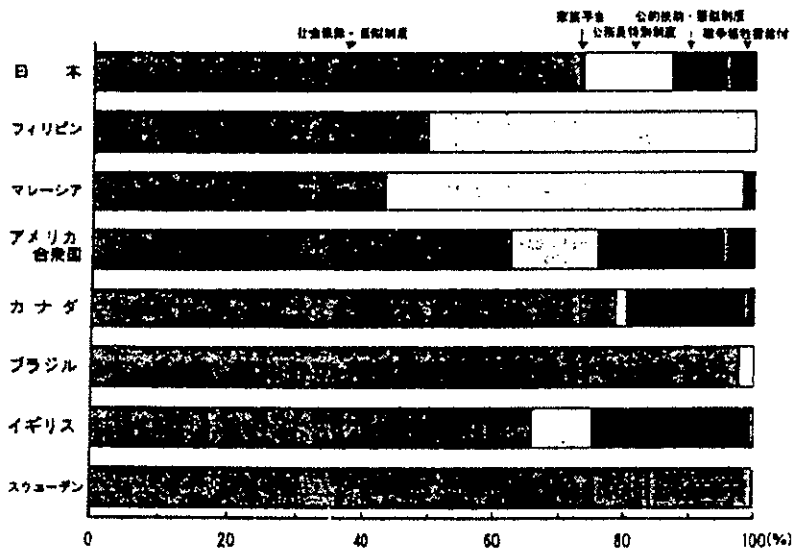
注) 「15-1表 社会保険収入」及び「15-2表 社会保険支出」における90年～92年のデータは、社会保険研究所の資料による。
 ただし、15-2表「対GDP比(%)」については、総務庁統計局が国際連合「国民経済計算統計」(1992年版)により算出した。

1 社会保障給付費の国内総生産に対する割合 (1986年)



15-2表参照

2 社会保障給付費の制度別割合 (1986年)



15-3表参照

15-1表 社会保障収入 (1)

(単位: 100万)

国・通貨単位	年次	総額	保険料		公費負担			利子収入
			被保険者	事業主	社会保障特別税	国庫負担	他の公費負担	
アジア								
日本	91	70 731 813	20 029 334	22 439 110	—	14 110 450	2 918 030	8 937 424
(円)	92	73 877 389	20 847 414	23 478 926	—	14 735 343	3 340 295	9 081 020
イスラエル	85	4 547	954	1 514	—	1 455	61	440
(新シェケル)	86	6 723	1 610	2 506	—	1 978	86	516
イラン	85	304 608	259 387	52	—	29 526	—	15 629
(リアル)	86	346 460	288 190	161	—	28 461	—	29 418
インド	84	83 685	7 642	57 252	118	2 925	5 342	9 998
(ルピー)	85	87 808	8 562	58 738	99	3 013	5 342	11 587
インドネシア	85	84 947	15 451	50 860	—	—	—	17 833
(ルピア)	86	97 895	16 968	56 850	—	—	—	23 178
クウェート	85	323	21	41	—	200	—	42
(クウェートディナール)	86	386	24	48	—	211	—	81
シンガポール	85	7 798	2 997	3 180	—	4	—	1 590
(シンガポールドル)	86	6 691	3 413	1 555	—	4	—	1 694
タイ	85	268	—	268	—	—	—	—
(バーツ)	86	285	—	285	—	—	—	—
トルコ	85	1 288 448	364 768	466 051	—	246 067	36 225	153 930
(トルコリラ)	86	1 753 294	494 591	569 467	—	230 517	48 276	287 403
バーレーン	85	37	8	17	—	—	—	12
(バーレーンディナール)	86	36	8	15	—	—	—	13
パキスタン	85	6 129	43	429	—	5 445	—	210
(パキスタンルピー)	86	5 135	50	518	—	4 294	—	270
バングラデシュ	85	125	41	41	2	0	—	41
(タカ)	86	154	58	64	2	0	—	30
フィリピン	85	10 638	1 883	2 691	—	—	—	5 983
(ペソ)	86	10 705	1 986	2 843	—	—	—	5 681
マレーシア	85	5 710	1 256	2 379	—	157	—	1 880
(リンギット)	86	6 304	1 359	2 554	—	158	—	2 189
ミャンマー	85	43	8	25	8	—	—	1
(チャット)	86	44	9	26	8	—	—	1
北アメリカ								
アメリカ合衆国	91	1 029 156	230 582	296 485	6 023	256 514	112 490	126 861
(米ドル)	92	1 104 246	238 619	314 101	6 473	291 105	111 967	141 980
カナダ	84	78 612	9 285	12 644	—	34 156	14 734	7 633
(カナダドル)	85	87 539	10 228	14 526	—	37 752	15 788	9 071
パナマ	85	453	140	208	3	14	—	61
(バルボア)	86	501	150	225	2	15	—	76
メキシコ	85	1 431 113	277 108	896 965	—	103 602	—	21 035
(ペソ)	86	2 463 649	483 848	1 553 759	—	123 884	—	45 380
南アメリカ								
アルゼンチン	85	2 832	867	1 172	—	555	—	218
(アウストラル)	86	4 995	1 565	2 276	—	974	—	166
エクアドル	85	72 672	13 340	19 944	—	4 374	—	26 561
(スクレ)	86	101 136	16 635	24 540	—	11 151	—	46 236
コロンビア	85	115 633	26 491	68 664	—	1 748	—	3 940
(ペソ)	86	169 872	36 558	96 035	—	2 887	—	12 150
チリ	85	458 055	133 335	9 328	1	222 797	—	89 030
(ペソ)	86	588 205	176 847	11 917	3	287 845	—	107 605
ブラジル	85	71 715	12 367	52 060	—	3 092	—	2 985
(クルザード)	86	201 808	77 713	107 946	—	7 678	—	5 580
ベネズエラ	85	5 803	1 243	2 486	—	777	—	1 297
(ボリバル)	86	7 458	1 583	3 038	—	945	—	1 885

15-1表 社会保障収入 (2)

(単位 100万)

国・通貨単位	年次	総額	保険料		公費負担			利子収入
			被保険者	事業主	社会保障特別税	国庫負担	他の公費負担	
ヨーロッパ								
アイスランド	85	8 814	—	898	—	7 146	643	127
(アイスランドクローネ)	86	11 716	—	1 272	—	9 423	929	92
アイルランド	85	4 013	527	991	—	2 442	17	4
(アイルリッシュポンド)	86	4 300	558	1 051	—	2 651	1	3
イギリス	91	112 439	18 187	28 799	—	56 054	6 295	2 942
(英ポンド)	92	124 557	18 687	29 771	—	65 292	8 003	2 651
イタリア	85	81 986	15 676	42 912	—	15 004	—	257
(リラ)	86	90 646	17 693	46 898	—	15 935	—	240
オーストリア	85	348 496	102 163	163 653	13 295	59 380	1 348	1 581
(シリング)	86	368 562	108 661	172 588	13 488	63 157	1 403	1 608
オランダ	85	143 021	56 556	45 537	—	23 266	25	17 635
(ギルダー)	86	140 734	53 481	47 036	—	21 826	24	18 365
ギリシャ	84	712 802	205 910	301 967	60 113	95 347	—	37 386
(ドラクマ)	85	872 503	256 105	371 280	77 927	108 980	—	44 182
スイス	85	35 210	15 981	8 059	—	4 873	4 357	1 520
(スイスフラン)	86	37 603	16 947	8 714	—	5 073	4 824	1 610
スウェーデン	91	581 808	9 945	231 027	—	117 460	170 074	53 303
(スウェーデンクローネ)	92	583 555	9 613	232 534	—	114 853	173 450	54 105
スペイン	85	5 184 538	838 192	2 854 016	20 684	1 222 972	100 089	47 478
(ペセタ)	86	5 893 481	966 685	3 185 679	—	1 495 705	100 089	48 104
デンマーク	85	164 955	5 032	12 936	—	86 881	55 175	4 931
(デンマーククローネ)	86	178 992	5 257	14 257	—	95 843	57 547	5 089
ドイツ (ドイツマルク)	92	765 065	286 887	258 860	—	197 617	—	6 042
ドイツ (旧西独地域)	90	554 116	205 225	191 495	—	141 179	—	4 928
(ドイツマルク)	91	691 332	257 141	237 022	—	177 863	—	6 641
ドイツ (旧東独地域)	85	32 724	7 442	9 525	—	15 728	—	—
(マルク)	86	34 314	7 668	9 688	—	16 920	—	—
ノルウェー	85	145 502	23 013	34 490	209	49 993	34 729	2 447
(ノルウェークローネ)	86	157 854	27 675	38 771	223	34 874	52 818	2 871
フィンランド	85	81 865	7 126	32 921	—	22 027	13 917	5 874
(マルカ)	86	90 413	7 525	35 889	—	24 511	15 872	6 617
フランス	85	1 370 133	314 465	689 699	33 340	273 863	17 757	22 554
(フラン)	86	1 431 025	334 506	724 422	30 467	280 705	18 120	23 718
ベルギー	85	1 282 549	308 489	503 156	7 729	388 325	19 315	26 126
(ベルギーフラン)	86	1 342 070	327 996	532 715	6 701	397 733	19 855	27 874
ポーランド	85	1 790 905	39 222	1 131 653	89 550	510 829	—	5 795
(ズオチ)	86	2 242 443	58 016	1 361 160	109 474	681 936	—	10 729
ポルトガル	85	366 855	92 732	213 499	—	32 127	13 901	6 180
(エスタド)	86	494 527	121 793	326 179	—	34 800	—	413
ルクセンブルク	85	54 384	14 508	19 218	—	16 986	—	2 539
(ルクセンブルクフラン)	86	59 428	14 711	20 301	—	20 508	—	2 794
アフリカ								
エジプト	85	2 780	741	1 084	—	347	—	358
(エジプトポンド)	86	3 286	854	1 308	—	386	—	432
モロッコ	85	3 332	896	1 396	—	—	—	472
(ディルハム)	86	3 661	1 010	1 508	—	—	—	538
オセアニア								
オーストラリア	85	23 033	400	3 235	1 065	18 100	—	234
(オーストラリアドル)	86	24 311	432	3 031	1 220	19 405	—	222
ニュージーランド	85	8 160	135	257	—	7 539	—	200
(ニュージーランドドル)	86	9 646	156	295	—	8 919	—	243
旧ソビエト	85	83 573	—	—	—	80 331	—	—
(ルーブル)	86	89 307	—	—	—	86 049	—	—

*) 社会保障研究所の推計値。

15-2表 社会保障支出 (1)

国・通貨単位	年次	総額 (100万)	給付				対GDP比 (%)	
			計	医療	医療以外の現物	現金	支出	給付
アジア								
日本	91	53 080 283	50 120 323	19 424 442	1 781 406	28 914 475	11.8	11.1
(円)	92	57 136 572	53 813 527	20 859 808	1 907 056	31 046 663	12.3	11.6
イスラエル	85	4 564	3 833	1 097	231	2 504	15.2	12.7
(新シェケル)	86	6 147	5 525	1 498	337	3 690	13.0	11.7
イラン	85	143 784	56 200	58 200	—	—	0.9	0.4
(リアル)	86	167 879	73 271	73 271	—	—	0.9	0.4
インド	84	39 337	38 744	869	15	37 860	1.7	1.7
(ルピー)	85	40 362	39 703	1 011	12	38 681	1.5	1.5
インドネシア	85	79 900	7 949	—	—	7 949	0.1	0.0
(ルピア)	86	92 214	11 516	—	—	11 516	0.1	0.0
クウェート	85	165	159	—	—	159	2.8	2.7
(クウェートディナール)	86	170	163	—	—	163	3.5	3.4
シンガポール	85	5 062	3 507	—	—	3 507	13.0	9.0
(シンガポールドル)	86	5 601	4 023	—	—	4 023	14.7	10.5
タイ	85	252	233	64	—	168	0.0	0.0
(バーツ)	86	246	218	66	—	152	0.0	0.0
トルコ	85	1 074 794	1 043 130	146 253	282	896 595	3.9	3.8
(トルコリラ)	86	1 417 940	1 377 413	192 337	271	1 184 805	3.6	3.5
バレーン	85	6	4	0	1	4	0.4	0.3
(バレーンディナール)	86	6	6	0	1	5	0.5	0.4
パキスタン	85	5 710	5 645	4 080	—	1 564	1.1	1.0
(パキスタンルピー)	86	4 630	4 558	2 456	—	2 102	0.8	0.8
バングラデシュ	85	56	54	0	—	54	0.0	0.0
(タカ)	86	58	55	2	—	54	0.0	0.0
フィリピン	85	3 735	3 162	454	—	2 708	0.6	0.5
(ペソ)	86	4 245	3 690	492	—	3 198	0.7	0.6
マレーシア	85	1 519	1 442	2	0	1 439	2.0	1.9
(リンギット)	86	1 589	1 493	2	0	1 491	2.2	2.1
ミャンマー	85	31	17	10	—	6	0.1	0.0
(チャット)	86	35	19	12	—	7	0.1	0.0
北アメリカ								
アメリカ合衆国	91	849 190	807 869	250 689	36 505	520 675	15.0	14.3
(米ドル)	92	933 862	906 195	330 544	54 817	520 834	15.7	15.2
カナダ	84	71 478	68 302	19 562	2 499	45 841	15.2	15.5
(カナダドル)	85	77 122	74 213	21 454	2 530	50 230	16.2	15.5
パナマ	85	350	366	170	—	196	8.0	7.5
(バルボア)	86	426	402	178	—	224	9.3	7.8
メキシコ	85	1 190 601	933 818	518 190	179 241	236 387	2.5	2.0
(ペソ)	86	2 115 574	1 556 878	806 630	301 717	446 531	2.7	2.0
南アメリカ								
アルゼンチン	85	2 339	2 277	—	—	2 277	5.9	5.8
(オーストラル)	86	4 500	4 385	—	—	4 385	6.1	5.9
エクアドル	85	30 943	27 194	6 821	—	20 373	2.8	2.5
(スクレ)	86	41 625	36 658	9 721	—	27 937	3.0	2.7
コロンビア	85	99 129	93 510	5 088	—	48 422	2.0	1.1
(ペソ)	86	133 837	99 102	6 755	—	62 347	2.0	1.0
チリ	85	346 877	316 150	42 232	5 279	268 639	13.5	12.3
(ペソ)	86	425 099	391 118	55 761	5 776	329 581	13.1	12.0
ブラジル	85	67 810	63 483	17 134	—	46 349	4.8	4.5
(クルゼード)	86	184 615	169 449	41 351	—	128 098	5.0	4.5
ペネズエラ	85	5 141	4 364	2 304	—	2 060	1.1	0.9
(ボリバル)	86	6 356	5 411	3 339	—	2 672	1.3	1.1

27

15-2表 社会保障支出 (2)

国・通貨単位	年次	総額 (100万)					対GDP比 (%)	
		計	給付			支出	給付	
			医療	医療以外の現物	現金			
ヨーロッパ								
アイスランド	85	8 706	8 511	4 276	5	4 230	7.3	7.1
(アイスランドクローネ)	86	11 499	11 258	5 819	7	5 432	7.2	7.1
アイルランド	85	4 021	3 844	1 160	65	2 619	22.8	21.8
(アイルリッシュポンド)	86	4 302	4 097	1 218	72	2 807	23.2	22.1
イギリス	91	114 755	108 268	29 613	6 199	72 456	20.1	18.9
(英ポンド)	92	130 037	123 112	33 251	7 842	82 019	21.9	20.7
イタリア	85	91 391	81 309	—	—	81 309	11.2	10.0
(リラ)	86	100 251	89 522	—	—	89 522	11.2	10.0
オーストリア	85	340 148	326 991	41 800	22 004	263 187	25.2	24.3
(シリング)	86	361 191	347 547	44 682	23 821	279 044	25.4	24.4
オランダ	85	121 563	118 008	23 810	—	94 196	29.1	28.2
(ギルダー)	86	122 791	119 097	24 057	—	95 040	28.6	27.7
ギリシャ	84	702 046	657 298	73 770	10 497	573 031	18.5	17.3
(ドラクマ)	85	898 814	842 188	87 725	13 937	740 526	19.5	18.3
スイス	85	33 522	30 654	—	—	—	14.7	13.5
(スイスフラン)	86	35 691	32 667	—	—	—	14.7	13.4
スウェーデン	91	536 369	505 487	125 120	86 468	293 899	37.1	34.9
(スウェーデンクローネ)	92	574 663	545 918	105 710	94 466	345 742	39.9	37.9
スペイン	85	5 145 625	4 940 950	1 100 259	58 664	3 774 047	18.4	17.7
(ペセタ)	86	5 801 152	5 511 884	1 246 766	59 312	4 205 806	18.1	17.2
デンマーク	85	159 595	154 755	30 222	33 278	91 256	25.9	25.2
(デンマーククローネ)	86	174 350	169 298	31 250	35 248	102 800	26.3	25.5
ドイツ (ドイツマルク)	92	769 424	748 428	205 536	71 021	469 869	—	—
ドイツ (旧西独地域)	90	539 974	520 596	140 274	43 748	336 574	22.3	21.5
(ドイツマルク)	91	684 318	660 785	178 686	76 571	405 528	26.0	25.1
ドイツ (旧東独地域)	85	32 724	32 609	10 225	—	22 383	b)13.6	b)13.5
(マルク)	86	34 315	34 189	10 740	—	23 449	b)14.2	b)14.1
ノルウェー	85	141 307	139 808	69 023	491	70 294	28.3	28.0
(ノルウェークローネ)	86	153 250	151 726	73 222	681	77 823	29.8	29.5
フィンランド	85	74 310	71 904	17 750	7 771	46 384	22.1	21.3
(マルカ)	86	82 165	79 496	19 522	8 501	51 474	22.8	22.1
フランス	85	1 348 312	1 282 461	304 709	19 777	957 975	28.7	27.3
(フラン)	86	1 439 789	1 369 233	330 949	18 862	1 019 422	28.6	27.2
ベルギー	85	1 248 886	1 183 902	227 548	6 830	949 524	26.4	25.1
(ベルギーフラン)	86	1 322 836	1 249 378	255 927	7 011	986 437	26.4	24.9
ポーランド	85	1 468 591	1 456 960	390 256	—	1 066 704	b)17.0	b)16.8
(ズロチ)	86	1 830 162	1 814 972	495 859	—	1 319 113	b)17.1	b)17.0
ポルトガル	85	355 115	337 370	5 837	14 724	318 710	10.1	9.6
(エスクード)	86	459 354	438 023	9 532	19 564	408 928	10.4	9.9
ルクセンブルク	85	48 468	46 727	9 854	124	36 749	23.4	22.5
(ルクセンブルクフラン)	86	51 643	50 004	10 892	126	38 986	23.4	22.7
アフリカ								
エジプト	85	986	923	30	—	893	2.6	2.4
(エジプトポンド)	86	1 144	1 070	32	—	1 039	2.6	2.4
モロッコ	85	2 024	1 921	—	—	1 921	1.7	1.6
(ディルハム)	86	2 507	2 370	—	—	2 370	1.9	1.8
オセアニア								
オーストラリア	85	23 605	23 324	2 930	—	20 394	10.0	9.9
(オーストラリアドル)	86	23 897	23 610	3 332	—	20 278	9.2	9.1
ニュージーランド	85	8 087	7 917	1 629	—	6 289	18.0	17.6
(ニュージーランドドル)	86	9 535	9 286	2 007	—	7 279	17.9	17.4
旧ソビエト	85	83 573	83 573	22 531	1 681	59 361	b)14.7	b)14.7
(ルーブル)	86	89 307	89 307	23 522	1 906	63 879	b)15.5	b)15.5

a) 社会保障研究所の推計値。 b) 物の純生産に対する割合。

15-3表 社会保障給付費の制度別割合 (1)

国・通貨単位	年次	総額 (100万)	1人当たり給付額	割合 (%)				
				社会保険 類似制度	家族手当	公務員 特別制度	公的扶助 類似制度	競争優位者 給付
アジア								
日本	85	35 054 218	290 095	71.1	0.5	14.6	6.7	5.1
(円)	86	37 983 864	312 645	72.9	0.4	13.7	8.2	4.8
イスラエル	85	3 833	892	68.1	14.8	1.4	3.3	5.4
(新シケル)	86	5 525	1 265	66.5	15.3	8.2	3.4	6.7
イラン	85	58 200	1 217	100.0	—	—	—	—
(リアル)	86	73 271	1 472	100.0	—	—	—	—
インド	84	38 744	53	24.7	—	76.7	4.7	—
(ルピー)	85	39 703	53	26.5	—	68.0	4.5	—
インドネシア	85	7 949	48	84.6	—	—	15.4	—
(ルピア)	86	11 516	69	78.8	—	—	21.2	—
クウェート	85	159	93	100.0	—	—	—	—
(クウェートディナール)	86	163	91	100.0	—	—	—	—
シンガポール	85	3 507	1 371	95.7	—	4.2	0.1	—
(シンガポールドル)	86	4 023	1 556	96.0	—	3.9	0.1	—
タイ	85	233	5	100.0	—	—	—	—
(バーツ)	86	218	4	100.0	—	—	—	—
トルコ	85	1 043 130	21 171	52.2	—	27.9	20.6	—
(トルコリラ)	86	1 377 413	27 383	58.1	—	26.3	15.6	—
バーレーン	85	4	11	100.0	—	—	—	—
(バーレーンディナール)	86	6	13	100.0	—	—	—	—
バキスタン	85	5 645	59	2.6	—	97.4	—	—
(バキスタンルピー)	86	4 558	46	4.4	—	95.6	—	—
バングラデシュ	85	54	1	23.9	—	76.1	—	—
(タカ)	86	55	1	31.6	—	68.4	—	—
フィリピン	85	3 182	58	48.4	—	51.6	—	—
(ペソ)	86	3 690	66	49.6	—	50.4	—	—
マレーシア	85	1 442	92	44.4	—	53.8	1.8	—
(リンギット)	86	1 493	93	43.3	—	54.2	2.0	—
ミャンマー	85	17	0	100.0	—	—	—	—
(チャット)	86	19	0	100.0	—	—	—	—
北アメリカ								
アメリカ合衆国	85	476 296	1 991	62.6	—	13.1	19.2	5.7
(米ドル)	86	504 468	2 038	62.6	—	13.1	19.3	4.9
カナダ	84	68 302	2 718	72.2	6.0	1.5	18.3	1.9
(カナダドル)	85	74 213	2 926	73.1	5.6	1.6	17.9	1.8
パナマ	85	366	158	93.5	—	6.5	—	—
(バルボア)	86	402	180	94.6	—	5.4	—	—
メキシコ	85	933 818	11 932	68.0	—	32.0	—	—
(ペソ)	86	1 556 878	19 558	65.6	—	34.4	—	—
南アメリカ								
アルゼンチン	85	2 277	75	81.4	18.6	—	—	—
(オーストラリア)	86	4 385	141	77.4	22.6	—	—	—
エクアドル	85	27 194	2 900	82.5	—	1.9	15.6	—
(スケレ)	86	36 658	3 800	80.0	—	2.8	17.2	—
コロンビア	85	53 510	1 869	55.1	—	43.9	—	—
(ペソ)	86	69 102	2 367	58.3	—	41.7	—	—
チリ	85	316 150	26 081	91.6	8.4	—	—	—
(ペソ)	86	391 118	31 729	93.2	6.8	—	—	—
ブラジル	85	63 483	468	97.9	—	2.1	—	—
(クルザード)	86	165 449	1 224	97.6	—	2.4	—	—
ベネズエラ	85	4 364	252	100.0	—	—	—	—
(ボリバル)	86	5 411	304	100.0	—	—	—	—

15-3表 社会保障給付費の制度別割合 (2)

国・通貨単位	年次	総額 (100万)	1人当たり 給付額	割合 (%)				
				社会保険 類似制度	家族手当	公務員 特別制度	公的扶助 類似制度	戦争犠牲者 給付
ヨーロッパ								
アイスランド	85	8 511	35 315	98.9	1.1	—	—	—
(アイスランドクローネ)	86	11 258	46 329	99.0	1.0	—	—	—
アイルランド	85	3 844	1 086	a)88.7	...	8.4	2.9	—
(アイリッシュポンド)	86	4 097	1 157	a)88.5	...	8.6	2.9	—
イギリス	85	67 911	1 199	58.8	7.0	8.8	24.5	0.9
(英ポンド)	86	72 529	1 278	59.1	6.7	8.9	24.4	0.8
イタリア	85	81 309	1 423	94.9	5.1
(リラ)	86	89 522	1 564	95.7	4.3
オーストリア	85	326 991	43 264	65.7	9.8	19.7	3.0	1.9
(シリング)	86	347 547	45 941	66.2	9.4	19.6	3.1	1.8
オランダ	85	118 006	8 147	76.5	7.2	12.2	3.5	0.6
(ギルダー)	86	119 097	8 177	76.8	6.8	12.4	3.3	0.6
ギリシャ	84	657 298	66 421	a)76.4	...	16.4	5.3	1.8
(ドラクマ)	85	842 188	84 778	a)77.3	...	15.8	5.0	1.8
スイス	85	30 654	4 738	87.2	0.3	3.8	8.7	—
(スイスフラン)	86	32 667	5 023	87.1	0.3	3.8	8.8	—
スウェーデン	85	253 828	30 399	84.5	15.3	—	0.3	—
(スウェーデンクローネ)	86	280 081	33 466	84.1	15.5	—	0.5	—
スペイン	85	4 940 950	128 320	84.4	1.3	8.7	4.6	0.9
(ペセタ)	86	5 511 884	142 544	84.5	1.1	8.8	4.5	1.1
デンマーク	85	154 755	30 261	68.2	1.8	4.0	25.7	0.3
(デンマーククローネ)	86	169 298	33 060	69.3	1.6	4.0	24.8	0.3
ドイツ(旧西独地域)	85	423 858	6 947	78.3	3.3	10.6	4.9	2.9
(ドイツマルク)	86	439 058	7 192	78.1	3.1	10.7	5.2	2.9
ドイツ(旧東独地域)	85	32 609	1 959	95.9	4.1	—	—	—
(マルク)	86	34 189	2 057	96.1	3.9	—	—	—
ノルウェー	85	139 808	33 664	62.5	3.6	2.7	30.7	0.5
(ノルウェークローネ)	86	151 726	36 411	61.3	3.6	2.8	31.7	0.5
フィンランド	85	71 904	14 668	81.4	3.4	—	13.3	1.8
(マルカ)	86	79 496	16 164	81.7	3.3	—	13.3	1.8
フランス	85	1 282 461	23 246	65.7	11.2	9.9	13.2	—
(フラン)	86	1 369 233	24 718	65.8	11.4	9.7	13.1	—
ベルギー	85	1 183 902	120 096	72.4	10.2	12.4	3.2	1.8
(ベルギーフラン)	86	1 249 375	126 059	72.6	9.9	12.4	3.3	1.7
ポーランド	85	1 456 960	39 162	a)95.9	...	1.8	0.9	1.5
(ズオチ)	86	1 814 972	48 456	a)95.9	...	1.8	0.8	1.5
ポルトガル	85	337 370	33 216	a)75.0	...	20.6	4.4	—
(エスクード)	86	438 023	42 910	a)75.6	...	19.9	4.5	—
ルクセンブルク	85	46 727	127 669	69.7	7.2	17.5	5.0	0.6
(ルクセンブルクフラン)	86	50 004	135 879	69.9	7.7	17.3	4.5	0.6
アフリカ								
エジプト	85	923	19	59.9	—	40.1	—	—
(エジプトポンド)	86	1 070	22	58.9	—	41.1	—	—
モロッコ	85	1 921	87	25.1	21.8	53.1	...	—
(ディルハム)	86	2 370	104	22.7	18.0	59.3	...	—
オセアニア								
オーストラリア	85	23 324	1 480	a)80.9	...	6.5	—	12.6
(オーストラリアドル)	86	23 610	1 478	a)78.7	...	7.5	—	13.8
ニュージーランド	85	7 917	2 438	a)93.8	...	5.2	—	1.1
(ニュージーランドドル)	86	9 286	2 859	92.6	2.0	4.5	—	0.9
旧ソビエト								
(ルーブル)	85	83 573	301	98.1	1.9	—	—	—
	86	89 307	318	98.2	1.8	—	—	—

a) 「社会保険・類似制度」は「家族手当」を含む。

15-4表 社会保障給付費の目的別割合 (1)

国・通貨単位	年次	総額 (100万)	割合 (%)								
			疾病・出産			業務災害			年金	失業	家族 手当
			医療	医療以外の 見物	現金	医療	医療以外の 現金	現金			
アジア											
日本	85	25 071 236	45.8	—	2.1	0.9	—	2.4	42.7	4.4	0.6
(円)	86	27 848 036	45.3	—	1.9	0.8	—	2.2	44.8	4.3	0.6
イスラエル	85	3 175	33.7	0.0	1.6	—	0.0	2.6	42.5	1.7	17.9
(新シェケル)	86	4 510	32.3	0.0	1.7	—	0.0	3.1	42.1	1.9	18.7
イラン	85	58 200	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—
(リアル)	86	73 271	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—
インド	84	6 609	10.1	—	—	—	—	0.3	89.6	—	—
(ルピー)	85	9 639	10.5	—	—	—	—	0.3	89.2	—	—
インドネシア	85	6 721	—	—	—	—	—	47.7	52.3	—	—
(ルピア)	86	9 075	—	—	—	—	—	40.8	59.2	—	—
クウェート	85	85	—	—	—	—	—	—	100.0	—	—
(クウェートディナール)	86	159	—	—	—	—	—	—	100.0	—	—
シンガポール	85	3 357	—	—	—	—	—	1.1	98.8	—	—
(シンガポールドル)	86	3 835	—	—	—	—	—	0.8	99.2	—	—
タイ	85	233	—	—	—	27.7	—	72.3	—	—	—
(バーツ)	86	218	—	—	—	30.4	—	69.6	—	—	—
トルコ	85	544 113	18.0	—	2.1	0.2	—	2.7	77.0	—	—
(トルコリラ)	86	800 479	18.6	—	2.0	0.2	—	2.7	76.5	—	—
バレーン	85	4	—	—	—	0.6	1.7	12.0	85.7	—	—
(バレーンディナール)	86	6	—	—	—	0.3	1.4	12.6	85.7	—	—
パキスタン	85	147	74.1	—	5.7	—	—	1.3	18.9	—	—
(パキスタンルピー)	86	202	60.3	—	4.5	—	—	1.0	34.2	—	—
バングラデシュ	85	16	—	—	30.9	—	—	29.7	39.5	—	—
(タカ)	86	18	—	—	33.5	—	—	29.6	36.8	—	—
フィリピン	85	1 532	17.3	—	11.5	—	—	4.2	66.8	—	—
(ペソ)	86	1 830	15.3	—	9.4	1.3	—	3.1	71.0	—	—
マレーシア	85	646	—	—	0.4	0.0	4.2	95.4	—	—	—
(リンギット)	86	646	—	—	0.3	0.0	4.9	94.7	—	—	—
ミャンマー	85	17	59.7	—	30.5	—	—	9.8	—	—	—
(チャット)	86	12	62.6	—	28.3	—	—	9.1	—	—	—
北アメリカ											
アメリカ合衆国	85	298 265	23.3	—	6.9	2.4	—	4.7	57.3	5.4	—
(米ドル)	86	315 745	23.5	—	6.8	2.6	—	5.0	57.1	5.1	—
カナダ	84	53 446	35.8	—	—	0.3	—	3.9	32.3	19.6	7.7
(カナダドル)	85	58 407	35.0	—	—	0.8	—	3.9	33.1	20.1	7.1
パナマ	85	342	48.5	—	3.6	1.2	—	3.3	43.5	—	—
(バルボア)	86	380	43.5	—	3.3	3.2	—	3.2	46.8	—	—
メキシコ	85	623 612	53.6	—	5.3	6.4	—	5.9	28.7	—	—
(ペソ)	86	1 000 051	52.7	—	5.9	5.1	—	6.3	30.0	—	—
南アメリカ											
アルゼンチン	85	2 277	—	—	—	—	—	—	80.7	0.7	18.6
(アウストラル)	86	4 421	—	—	—	—	—	—	76.8	0.8	22.4
エクアドル	85	18 581	36.7	—	—	—	—	1.2	58.2	3.9	—
(スクレ)	86	24 375	35.8	—	—	—	—	1.4	59.0	3.9	—
コロンビア	85	28 013	—	—	9.6	—	—	7.5	82.8	—	—
(ペソ)	86	40 294	—	—	8.9	—	—	6.7	84.4	—	—
チリ	85	307 000	12.7	1.4	2.1	1.0	0.3	1.2	70.7	1.8	6.7
(ペソ)	86	376 604	13.6	1.2	2.6	1.2	0.3	1.2	70.8	1.1	7.0
ブラジル	85	61 877	27.7	—	7.0	—	—	1.1	60.4	—	3.8
(クルザード)	86	164 635	25.1	—	7.0	—	—	0.9	63.3	—	3.7
ベネズエラ	85	4 364	52.8	—	4.9	—	—	—	42.3	—	—
(ボリバル)	86	5 411	61.7	—	4.2	—	—	—	34.1	—	—

15-4表 社会保障給付費の目的別割合 (2)

国・通貨単位	年次	総額 (100万)	割合 (%)									
			疾病・出産			業務災害						
			医療	医療以外の 現物	現金	医療	医療以外の 現物	現金	年金	失業	家族 手当	
ヨーロッパ												
アイスランド (アイスランドクローネ)	85	8 386	51.0	—	6.5	—	—	0.5	39.7	2.2	1.1	
	86	11 092	52.5	—	6.2	—	—	0.6	38.0	1.8	1.0	
アイルランド (アイルリッシュポンド)	85	3 291	32.2	—	8.9	—	—	3.1	29.7	20.8	5.2	
	86	3 601	33.8	—	8.6	—	—	2.6	29.1	20.3	5.7	
イギリス (英ポンド)	85	44 728	35.8	—	2.5	—	—	1.1	45.5	4.4	10.7	
	86	47 736	36.0	—	2.5	—	—	1.1	46.0	4.3	10.1	
イタリア (リラ)	85	81 310	—	—	3.6	—	—	—	87.9	3.4	5.1	
	86	89 521	—	—	3.7	—	—	—	88.5	3.6	4.3	
オーストリア (シリング)	85	246 715	14.1	4.0	2.0	0.7	0.3	1.6	58.0	6.3	12.9	
	86	262 511	14.2	4.1	2.0	0.7	0.3	1.6	58.2	6.6	12.4	
オランダ (ギルダー)	85	98 796	23.0	—	6.5	—	—	—	47.5	14.4	8.6	
	86	99 569	23.0	—	6.9	—	—	—	48.7	13.3	8.1	
ギリシャ (ドラクマ)	84	491 743 a)	12.2	—	a) 3.5	—	—	—	78.4	5.9	—	
	85	637 473 a)	11.2	—	a) 3.6	—	—	—	79.0	6.3	—	
スイス (スイスフラン)	85	26 821	24.2	—	2.4	1.3	—	4.6	64.9	2.3	0.3	
	86	28 540	24.6	—	2.3	1.3	—	4.6	64.9	2.0	0.3	
スウェーデン (スウェーデンクローネ)	85	253 100	26.2	0.3	9.5	—	—	0.8	41.9	6.0	15.3	
	86	278 753	24.7	0.3	9.8	—	—	0.9	42.1	6.7	15.5	
スペイン (ペセタ)	85	4 213 362	21.4	—	3.9	1.0	0.0	2.4	50.3	19.5	1.6	
	86	4 688 525	21.8	—	3.8	1.0	0.0	2.4	51.1	18.5	1.3	
デンマーク (デンマーククローネ)	85	108 297	27.6	0.0	5.5	—	—	1.0	44.5	18.8	2.5	
	86	119 952	25.8	0.0	5.7	—	—	1.6	42.4	22.4	2.2	
ドイツ(旧西独地域) (ドイツマルク)	85	345 738	28.2	1.4	2.2	0.5	0.3	2.2	50.6	10.6	4.0	
	86	356 613	28.7	1.4	2.2	0.5	0.3	2.2	50.1	10.8	3.8	
ドイツ(旧東独地域) (マルク)	85	30 963	33.0	—	13.3	—	—	—	49.4	—	4.3	
	86	32 277	33.3	—	13.6	—	—	—	48.8	—	4.9	
ノルウェー (ノルウェークローネ)	85	92 363 b)	39.5	—	9.1	—	0.5	2.2	40.5	2.8	5.4	
	86	98 545 b)	37.3	—	9.5	—	0.7	2.4	42.5	2.0	5.6	
フィンランド (マルカ)	85	61 045	28.6	—	6.3	0.1	—	1.6	54.5	4.7	4.1	
	86	67 525	28.5	—	6.4	0.1	—	1.7	54.7	4.8	3.9	
フランス (フラン)	85	986 488 c)	30.4	0.5	—	—	—	—	43.9	10.6	14.6	
	86	1 056 491 c)	30.9	0.3	—	—	—	—	44.1	10.0	14.8	
ベルギー (ベルギーフラン)	85	877 987	20.8	—	8.8	0.3	—	3.4	33.8	20.5	12.4	
	86	1 030 982	22.3	—	8.4	0.3	—	3.2	33.5	20.3	12.0	
ポーランド (ズオチ)	85	1 396 847	27.9	—	10.5	—	—	0.1	49.4	—	12.0	
	86	1 740 244	28.5	—	10.0	—	—	0.1	51.0	—	10.4	
ポルトガル (エスクード)	85	253 099	—	—	8.9	0.0	—	0.5	75.6	5.0	10.0	
	86	331 167	—	—	8.1	0.0	—	0.4	74.2	6.7	10.5	
ルクセンブルク (ルクセンブルクフラン)	85	35 925	26.5	0.3	5.4	0.8	0.0	5.5	52.1	—	9.4	
	86	38 823	27.1	0.3	5.0	0.9	0.0	5.2	51.6	—	10.0	
アフリカ												
エジプト (エジプトポンド)	85	553	—	—	0.2	—	—	2.9	96.9	0.0	—	
	86	631	—	—	0.2	—	—	2.9	96.8	0.0	—	
モロッコ (ディルハム)	85	901	—	—	1.8	—	—	—	51.7	—	46.4	
	86	965	—	—	1.7	—	—	—	54.1	—	44.2	
オセアニア												
オーストラリア (オーストラリアドル)	85	18 823	12.2	—	1.9	—	—	12.5	49.0	16.0	8.4	
	86	18 547	14.2	—	2.1	—	—	4.5	53.4	17.0	8.7	
ニュージーランド (ニュージーランドドル)	85	7 424	21.3	—	8.0	0.6	—	3.0	57.2	3.9	6.0	
	86	8 600	22.6	—	8.8	0.7	—	3.3	55.2	5.3	4.0	
旧ソビエト (ルーブル)	85	83 573	27.0	—	15.3	—	—	—	55.8	—	1.9	
	86	89 307	26.3	—	14.5	—	—	—	57.3	—	1.8	

a) 「疾病・出産」は「業務災害」を含む。 b) 「疾病・出産」の「医療」は「医療以外の現物」を含む。 c) 「疾病・出産」の「医療」は「現金」を含む。

第16章 教 育

16-1表 学校教育-教員

[出典]

国連教育科学文化機関(UNESCO)「統計年鑑」(1994年版)

[解説]

学校教育の制度及び年齢は国によって異なる。原則として公立及び私立学校の教育で、就学前教育、成人教育、特殊教育及び通信教育は除く。

教員：常勤及び非常勤で生徒(学生)の指導に直接的に従事する者。

初等教育：基礎的な教育を与える小学校(中等学校に附随するものを含む)における教育。

中等教育：初等教育に基づき、普通教育、教員養成及び技術・職業教育を与える中等・高等学校における教育。

高等教育：中等教育修了又は同等の資格を入学条件とする大学及び専門学校等における教育。

16-2表 学校教育-在学者

[出典]

国連教育科学文化機関(UNESCO)「統計年鑑」(1994年版)

[解説]

在学者：組織的な指導を受けるために学校に在籍する者。学年度始めにおける数。

「初等・中等・高等教育」については、「16-1表 学校教育-教員」の解説を参照。

16-3表 在学率

[出典]

国連教育科学文化機関(UNESCO)「統計年鑑」(1994年版)

[解説]

原則として「初等教育」、「中等教育」は、各国における該当年齢人口に対する在学者総数の割合。「高等教育」は、各国の20-24歳人口に対する在学者総数の割合。「初等・中等・高等教育」については、「16-1表 学校教育-教員」の解説を参照。

16-4表 公的教育支出

[出典]

国連教育科学文化機関(UNESCO)「統計年鑑」(1994年版)

[解説]

公的教育支出とは国及び地方のあらゆる段階での行政的教育支出。

經常支出：管理費、教員及び教員補佐の報酬、学校用図書及びその他教材、奨学金、厚生専業並びに校舎の維持管理等の経費。

資本支出：土地、建物、建設、設備等の経費。

年次：会計年度。

16-5表 非識字率

[出典]

国連教育科学文化機関(UNESCO)「統計年鑑」(1994年版)

[解説]

非識字率とは15歳以上人口に対する非識字人口の割合。非識字とは日常生活の簡単な内容についての読み書きが出来ないことをいい、調査対象者の主観的判断に基づく。

理事会の議事録の公開の実施案

事務局にマスコミ等から、理事会の議事録の公開を求めてきています。公開の具体化を下記の方法で行います。

【保存】

「寄付行為」第31条にしたがって作成した議事録をファイルし、事務局に保存する。

【閲覧】

事務局に保存された議事録の閲覧を希望する者は、事務局に申し込み、所定の用紙に必要事項を書き、所定の場所で閲覧をする。

【コピー】

閲覧者でコピーを希望する場合は、事務局に申し込み、事務局で必要枚数をコピーし閲覧者に渡すこととする。その際、実費を徴収する。

議事録閲覧申し込み用紙 閲覧年月日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

申し込み者																																	
住 所		電 話																															
職 業 等		連絡先																															
<p>コピーを希望する場合は下記に理事会の回数、日付、コピー枚数を書いて下さい。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">第__回(__年__月__日)を__枚、</td> <td style="width: 50%;">第__回(__年__月__日)を__枚、</td> </tr> <tr> <td>第__回(__年__月__日)を__枚、</td> <td>第__回(__年__月__日)を__枚、</td> </tr> <tr> <td>第__回(__年__月__日)を__枚、</td> <td>第__回(__年__月__日)を__枚、</td> </tr> <tr> <td>第__回(__年__月__日)を__枚、</td> <td>第__回(__年__月__日)を__枚、</td> </tr> <tr> <td>第__回(__年__月__日)を__枚、</td> <td>第__回(__年__月__日)を__枚、</td> </tr> <tr> <td>第__回(__年__月__日)を__枚、</td> <td>第__回(__年__月__日)を__枚、</td> </tr> <tr> <td>第__回(__年__月__日)を__枚、</td> <td>第__回(__年__月__日)を__枚、</td> </tr> <tr> <td>第__回(__年__月__日)を__枚、</td> <td>第__回(__年__月__日)を__枚、</td> </tr> <tr> <td>第__回(__年__月__日)を__枚、</td> <td>第__回(__年__月__日)を__枚、</td> </tr> <tr> <td>第__回(__年__月__日)を__枚、</td> <td>第__回(__年__月__日)を__枚、</td> </tr> <tr> <td>第__回(__年__月__日)を__枚、</td> <td>第__回(__年__月__日)を__枚、</td> </tr> <tr> <td>第__回(__年__月__日)を__枚、</td> <td>第__回(__年__月__日)を__枚、</td> </tr> <tr> <td>第__回(__年__月__日)を__枚、</td> <td>第__回(__年__月__日)を__枚、</td> </tr> <tr> <td>第__回(__年__月__日)を__枚、</td> <td>第__回(__年__月__日)を__枚、</td> </tr> <tr> <td>第__回(__年__月__日)を__枚、</td> <td>第__回(__年__月__日)を__枚、</td> </tr> </table>				第__回(__年__月__日)を__枚、	第__回(__年__月__日)を__枚、	第__回(__年__月__日)を__枚、	第__回(__年__月__日)を__枚、	第__回(__年__月__日)を__枚、	第__回(__年__月__日)を__枚、	第__回(__年__月__日)を__枚、	第__回(__年__月__日)を__枚、	第__回(__年__月__日)を__枚、	第__回(__年__月__日)を__枚、	第__回(__年__月__日)を__枚、	第__回(__年__月__日)を__枚、	第__回(__年__月__日)を__枚、	第__回(__年__月__日)を__枚、	第__回(__年__月__日)を__枚、	第__回(__年__月__日)を__枚、	第__回(__年__月__日)を__枚、	第__回(__年__月__日)を__枚、	第__回(__年__月__日)を__枚、	第__回(__年__月__日)を__枚、	第__回(__年__月__日)を__枚、	第__回(__年__月__日)を__枚、	第__回(__年__月__日)を__枚、	第__回(__年__月__日)を__枚、	第__回(__年__月__日)を__枚、	第__回(__年__月__日)を__枚、	第__回(__年__月__日)を__枚、	第__回(__年__月__日)を__枚、	第__回(__年__月__日)を__枚、	第__回(__年__月__日)を__枚、
第__回(__年__月__日)を__枚、	第__回(__年__月__日)を__枚、																																
第__回(__年__月__日)を__枚、	第__回(__年__月__日)を__枚、																																
第__回(__年__月__日)を__枚、	第__回(__年__月__日)を__枚、																																
第__回(__年__月__日)を__枚、	第__回(__年__月__日)を__枚、																																
第__回(__年__月__日)を__枚、	第__回(__年__月__日)を__枚、																																
第__回(__年__月__日)を__枚、	第__回(__年__月__日)を__枚、																																
第__回(__年__月__日)を__枚、	第__回(__年__月__日)を__枚、																																
第__回(__年__月__日)を__枚、	第__回(__年__月__日)を__枚、																																
第__回(__年__月__日)を__枚、	第__回(__年__月__日)を__枚、																																
第__回(__年__月__日)を__枚、	第__回(__年__月__日)を__枚、																																
第__回(__年__月__日)を__枚、	第__回(__年__月__日)を__枚、																																
第__回(__年__月__日)を__枚、	第__回(__年__月__日)を__枚、																																
第__回(__年__月__日)を__枚、	第__回(__年__月__日)を__枚、																																
第__回(__年__月__日)を__枚、	第__回(__年__月__日)を__枚、																																
第__回(__年__月__日)を__枚、	第__回(__年__月__日)を__枚、																																

「明るい日本」 国会議員連盟結成趣意書

平成八年を迎え、年頭、「変革と創造」を掲げ、橋本新政権の発足を見たことは慶賀にたえない。われわれは、今こそ二十一世紀を展望して、国の基本方向を確立し、戦後体制の構造的変革をはかり、活力と希望に満ちた「明るい日本」の創造を期すべきである。

昨年は、終戦五十周年の節目の年に当り、われわれは「終戦五十周年国会議員連盟」を結成し、公正な歴史認識に立って未来志向をめざし活動を展開した。

およそ歴史に対する見方は、見る者の立場によって見解が分かれることは当然である。しかし、開国以来、国民の艱難辛苦と幾多先人の献身と犠牲によって、その存立が守り抜かれてきたわが国の歴史に対して、侵略国家として罪悪視する自虐的な歴史認識や、卑屈な謝罪外交に対しては、決して同調することはできない。もとより公正な史実の検証に基づき、謙虚に歴史の教訓に学ぶことは肝要であり、反省すべき点は反省しなければならぬが、安易に他国の見解に迎合し追従することは慎むべきである。

戦後、次代を担う青少年に対する教育の偏向によって、自国の歴史に対して無理解若しくは冷淡で、先人に対する感謝の気持ちも、國家意識も失われ、日本人としての誇りも感受できない世代が多く形成された。いま道義の頹廃や非行、いじめ問題等が、深刻な社会問題化しているが、その根底には、価値観の多様化の名のもとに、歴史、伝統の断絶、社会の基本的ルールの喪失をもたらした戦後世相が横たわっていることは看過できない。「歴史を失った民族は滅びる」といわれる。わが国は経済大国として繁栄を遂げ自由と民主主義は定着をみたが、反面、海外からは「顔の見えない」日本および日本人に対する不信や批判がきびしい。国内においては、相次ぐ不祥事や迫りくる高齢化社会の圧力のもと、閉塞状態といわれる。「暗い日本」の前途に不安を覚える国民は少くない。

冷戦後の世界は、世紀の大転換期に際会している。二十一世紀はアジア・太平洋の時代と言われるが、前途は不透明、不安定である。わが国は、国の基本方向を確立し、共生と共栄を基調として、アジアと世界の平和のため、積極的に歴史的使命を果さなければならぬ。

いまこそ、戦後見失った大切なものを取り戻し、未来志向のもと内外の施策を積極的に推進して「明るい日本」の創造と健全な日本人の育成をめざし、行動を開始すべき時である。

ここに、われわれは「明るい日本」国会議員連盟を結成し、総力を挙げて目的達成を期する決意である。

平成八年四月九日

「明るい日本」国会議員連盟会則

(目的)

才一条 本議員連盟は、二十一世紀を展望し、戦後体制の見直しと政治姿勢の確立に努め、もって活力溢れる明るい日本の創造を期し、国民の期待にこたえ行動することを目的とする。

(活動)

才二条 前条の目的を達成するため左の諸問題の解明および必要な政策の実現に努める。

- 一、わが国の近現代史
- 二、憲法問題
- 三、外交および安全保障の問題
- 四、教育、福祉、環境問題
- 五、その他必要な活動

(組織)

才三条 本連盟は自由民主党の衆・参議員をもって組織する。

(役員)

才四条 本連盟には左の役員をおく。

- 一、会長 一名
- 二、副会長 若干名
- 三、幹事長 一名
- 四、幹事 若干名
- 五、事務局長 一名

本連盟に顧問をおく。顧問は会長が委嘱する。

会長、副会長は総会で選出する。幹事長、幹事、事務局長は会長が指名する。

才五条 本連盟の運営は会費および寄付金による。

会費は月額五百円とし、歳費より差引く。

才六条 本連盟の庶務は事務局において処理する。

才七条 本会則は平成八年四月九日より施行する。

「明るい日本」国会議員連盟役員名簿

(平成八年五月十七日)

顧問 原田 憲 藤尾 正行 武藤 嘉文 山中 貞則

林田 悠紀夫

会長 奥野 誠亮

副会長 伊藤 宗一郎 伊吹 文明 江藤 隆美 衛藤 晟一 玉沢 徳一郎

戸井田 三郎 虎島 和夫 葉梨 信行
井上 吉夫 鎌田 要人 佐々木 満 坂野 重信 村上 正邦

幹事長 中山 利生

幹事 安倍 晋三 荒井 広幸 衛藤 征士郎 久野 統一郎 古賀 誠

佐藤 剛男 鈴木 宗男 武部 勤 谷垣 禎一 長勢 甚造
藤井 孝男 町村 信孝 松下 忠洋 三ツ林 弥太郎 若林 正俊

石渡 清元 浦田 勝 太田 豊秋 狩野 安 笠原 潤一
鴻池 祥肇 小山 孝雄 佐藤 静雄 鈴木 栄二 関根 則之

真鍋 賢二 山本 一太 依田 智治

事務局長 板垣 正

事務局次長 尾辻 秀久

「明るい日本」国会議員連盟名簿

(平成八年六月三日現在)

衆議院

安倍晋三	逢沢一郎	赤城徳彦	荒井広幸	伊藤宗一郎
伊吹文明	江藤隆美	衛藤征士郎	衛藤晟一	小野晋也
尾身幸次	太田誠一	奥野誠亮	加藤卓二	柿澤弘治
粕谷茂	片岡武司	金子一義	金子原二郎	河村建夫
久野統一郎	古賀誠	近藤鉄雄	佐田玄一郎	佐藤静雄
佐藤剛男	塩川正十郎	志賀節	鈴木宗男	武部勤
谷垣禎一	三沢徳二郎	戸井田三郎	虎島和夫	中山正暉
中川秀直	中谷元	中山利生	長勢甚遠	根本匠
葉梨信行	蓮実進	原健三郎	原田憲	平沼赳夫
藤井孝男	藤尾正行	細田博之	堀内光雄	堀之内久男
町村信孝	松岡利勝	松下忠洋	松永光	三ツ林弥太郎
御法川英文	武藤嘉文	村田敏次郎	持永和見	山中貞則
横内正明	若林正俊	綿貫民輔	渡瀬憲明	

(六十四名)

参議院

井上吉夫	井上裕	石渡清元	板垣正	岩崎純三
岩永浩美	上杉光弘	浦田勝	海老原義彦	尾辻秀久
大野つや子	太田豊秋	鹿熊安正	加藤紀文	狩野安
笠原潤一	片山虎之助	金田勝年	鎌田要人	釜本邦茂
亀谷博昭	北岡秀二	久世公麿	倉田寛之	小山孝雄
鴻池祥肇	佐々木満	佐藤静雄	坂野重信	清水達夫
下稲葉耕吉	鈴木栄治	鈴木政二	鈴木貞敏	関根則之
高木正明	谷川秀善	坪井一字	永田良雄	成瀬守重
野間起	橋本聖子	林田悠紀夫	真鍋賢二	松谷重一郎
松村龍二	村上正邦	矢野哲朗	山崎正昭	山本一太
依田智治	吉村剛太郎			

(五十二名)

*全7段

日本軍「従軍慰安婦」とされたハルモニたちへ
日本国民から気持ちを込めておどどけしたい

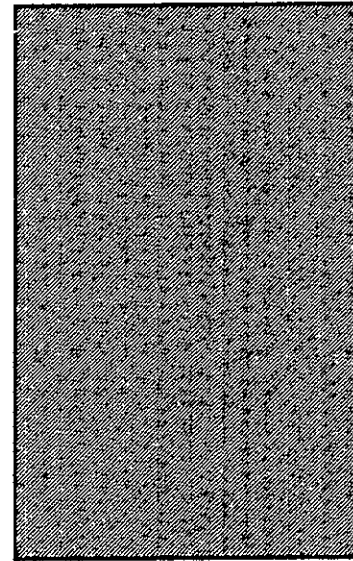
お詫びと償い

日本国首相が、お一人お一人に、お詫びと反省の書簡を送ります。

日本国民が基金を通じて、謝罪と償いの気持ちをお届けします。

*募金者の声 (訳)

<理事長>原文兵衛
<副理事長>有馬真喜子
<理事>衛藤清吉 榎本庸夫 大鷹淑子 金田一郎 金平輝子 下村満子 堀田力 宮崎勇 山口達夫 鷺尾悦也 和田雅夫
<呼びかけ人>赤松良子 芦田甚之助 衛藤清吉 大来寿子 大鷹淑子 大沼保昭 岡本行夫 加藤タキ 下村満子 鈴木健二 須之部量三 高橋祥起 鶴見俊輔 野田愛子 野中邦子 荻原延寿 三木睦子 山本正 和田春樹



私どもは、「従軍慰安婦」制度の犠牲者の屈辱と苦痛はとうてい償いきれるものではないことは、充分承知しております。しかし、アジア女性基金とそれに寄付してくれた日本市民は、何よりも、すでに高齢の方々の名誉と尊厳の回復と生活を第一に考え、犠牲者の方々への心からの謝罪と償いの気持ちで活動を進めております。このことを、犠牲者の方々と同国国民のみならず、まにご理解していただきたいと切望しております。

奪われた青春、人生を取り戻すことは、もはやできないのですが…

*よびかけ文 (訳)

日本国東京都港区赤坂2-17-4 2赤坂アネックス
TEL.03-3583-9346 FAX.03-3583-9347

財団法人女性のためのアジア平和国民基金 (日本国・東京)

中央紙突出料金

紙名	掲載面	スペース	料金
朝日新聞	一面、社会面	5.25cm×2段	1,796,000
	他面	5.25cm×2段	1,377,000
毎日新聞		5.25cm×2段	1,092,000
読売新聞	普通面	5.5cm×2段	1,506,000
	社会面	5.5cm×2段	1,807,000
日本経済新聞	1面	5.25cm×2段	768,000

償い金に私たちの「手紙」もそえてもらいたい

橋本首相が「お詫び」の手紙を書くようになったとの報道で、いつものことですが、当たり前のことをするのにずいぶんと廻り道をし、多くのエネルギーを使わなければならないことを知りました。

その首相の手紙がどういう内容になるのかが、これまた心配です。それはたんに新聞やテレビで伝えられる一過性のものとはちがって、当事者はもちろんですが、今、私たちがつきあっているアジアの人々、さらにはこれからの日本人と一緒に生きていく人達へのメッセージとなるものだからです。

アジア女性基金が、本来なら国の公金でなされる性格のものという議論がありながら、国民基金となったいきさつもあって、私は「お詫び」の手紙についても、首相一人に任せるのではなく、私たち一人ひとりがどういう気持ちでこの醸金に参加したかを自分たちのことばで書いて、償い金とともにそれぞれ方々に届くようになるといいなと思っています。

いろいろな方の素直な気持ちを、一行の文章でもいいし、詩や俳句、短歌のかたちでもいいから、醸金と一緒に、再度募集してもらえたら、「お金」だけではない「償い」がすこしでも受け取ってもらえるのではないのでしょうか。できることなら各国語の訳もつけ、それを冊子にまとめ関係機関や公共機関にもおいてもらえると、これからの基金の広がりにも一役はたせそうに思います。希望者には実費でわたしてもいいですし、そのための費用も含めて、もう一度カンパを募ってみてはいかがでしょうか。

基金として、手紙の公募をご検討いただければ幸いです。

アジア女性基金に 政府は二十億円拠出せよ

国民からの募金で元従軍慰安婦への償いをするアジア女性基金が、お金が集まらず苦境に立たされている。政府の直接補償を訴えてきた筆者が打開策を提案する。

遠藤正武
アエラ・スタッフライター

えんどう まさたけ 1939年生まれ。東京大学法学部卒。朝日新聞入社後、ロンドン経済員、ロサンゼルス支局長などを経てアエラ副編集長。91年から現職。

提案一 政府は、「女性のためのアジア平和国民基金」(アジア女性基金)に二十億円以上を拠出する。
提案二 基金の名称から、「女性のための」を削り、強制労働の被害者救済などへ門戸を広げる。

筆者は昨年、本誌四月創刊号で①政府は、元従軍慰安婦の女性に謝罪し、補償する。②その他のアジアの戦争被害者には、規模の大きい「アジア和解基金」をつくり、補償する、という提案をした。その趣旨は次のようなものだった。つまり、旧日本軍による従軍

慰安婦の募集、管理、虐待(注しは、過去に類例のない戦争犯罪であり、日本の戦争賠償を決着させたサンフランシスコ講和条約と日韓などの二国間条約、協定は、この犯罪を認識していなかった、と考えてよい。その犯罪が明らかになかったいま、慰安婦だった人に国として謝罪し、補償するのは当然で、解決済みの問題の蒸し返しにはならない。

また、主として朝鮮半島や中国から日本に運ばれて、強制労働に従事させられ、あるいは収容所で虐待された「その他の戦争被害

者」たちへの賠償問題は、日本政府の主張どおり、サンフランシスコ講和条約や二国間条約等で解決済みである。しかし、敗戦で丸裸になった日本は、アジア諸国へのわずかな賠償だけで許され、結果として、アジアの被害者は何の補償も受けなかった。日本が経済大国になったいま、国、国民、企業が参加する基金をつくり、被害者にわずかでも報いたい。

二の足を踏む経済界

しかし残念なことに、政府は元慰安婦に直接、補償する道をとら

ず、昨年七月、「アジア女性基金」をつくり、国民からの募金を償いに充てようとしてきた。その他の被害者の救済については、黙殺する姿勢をとっている。

その結果、政府はまったくの苦境に立たされている。何よりも募金が集まらない。基金には四月いっぱいまで三億三千万円余りの募金が寄せられた、と公表された。少なくともは「約束分」も含まれている。実際に集まった額は三億円を割っているはずだ。ところが基金の運営審議会は、今

夏に予定している償い金の給付では、元慰安婦一人当たり三百万円を補償する方針を固めている。対象者は当面、韓国百五十八人、フィリピン百七人、台湾三十三人の計二百九十八人である。九億円が必要になる計算だ。かなりの額が不足する。

驚いたことに、政府は基金設立に当たって、経済界などへの根回しもしていなかった。このため、まとまった企業からの寄付はない。社名は変わったが、NKK、三菱重工業、新日鉄、鹿島建設などの企業は戦時中、強制徴用した朝鮮、中国人の労働力で潤った。いま、その未払い給与や虐待などで生存者から訴えられ、係争中だが、これらの企業すら沈黙を守っている。自分たちは直接、従軍慰安婦には関係ない企業側は思っているうえ、政府は一円も拠出しないというのだから、経済界としては二の足を踏むのは当然だろう。

この四月までの八カ月間に集まったのは、ほとんどが個人、職場、労組からの寄付である。従軍慰安婦に「お世話になりました」という元兵士から、「日本人として悲し

い」という中学生まで、それぞれ添え書きとともに、郵便振替などで送られてきた。

事態にあわてた政府は、知事、市町村長、県、市議会議員ら約六千人に募金依頼を始めた。このため基金事務局には、自治体からよその自治体はどう対応しているかと問い合わせが次々ときている。こんな「割り当て」までして、どなただする政府の姿を、被害者や支持団体、アジア諸国は見てしまった。国民は政府の手で恥をかかされているようなものだ。

参考になるドイツの例

国連の人権委員会でクマラスワミ報告(注)が討論され、慰安婦問題は国際的な注視を浴びることになった。政府の冷淡な対応に、基金の呼びかけ人だった元首相夫人・三木睦子さんが基金を去ると表明し、足元も怪しくなっている。元慰安婦に対して国が補償する道をとっていれば、こういう事態は避けられた。しかし、走り出してしまった以上、政府は当面、二十億円以上を基金に出し、この政府拠出金と国民募金の分配は、そ

れが慰安婦個々人に渡されるにしても、基金にゆだねるべきである。それは個人補償につながる、と官庁は抵抗するだろうが、基金を単なる集金機関とせず、責任と権威を持たせる以外にない。

政府の拠出金を二十億円以上とするのは、今夏に予定される償い金に九億円ほど必要なら、まだ元慰安婦の設定には時間がかかるインドネシアや中国のことを考えれば、最低はこの二倍以上の資金が必要になるだろうからだ。

ドイツが二年前、ロシアに設置した「和解基金」を紹介したい。その手法には、われわれが参考にしたい知恵が随所に見られる。

西ドイツは戦後直ちに、迫害したユダヤ人の生存者約二百万人に年金方式で補償金の給付を始め、それは今日も続いている。これまでに支払われた総額は約九百六十億マルク(約六兆七千億円)で、最終的な総支払額は、千二百四十億マルクになる。

東西ドイツは、四国協定によって統一の日まで賠償義務からまぬかれ、統一後も結局、賠償義務から逃れた。だから、まったく補償

しないで済ますことは可能であったが、西ドイツは道義的義務として、まず、これらユダヤ人生存者への国家補償をおこなった。

統一後さらに、これとは別に、ドイツはポーランド、ロシア、ウクライナ、ベラルーシ共和国との間に相次いで「和解基金」を設け、強制労働の被害者、政治犯らへの、償い金の給付をしている。

九二年、まずポーランド和解基金に五億マルク(三百五十億円)を拠出し、約四十五万人のポーランド人の被害者らに給付。さらに九四年、ロシア、ウクライナ、ベラルーシの旧ソ連三國に計十億マルク(七百億円)を拠出して、それぞれに和解基金を開設した。昆落としてならないのは、旧ソ連、ポーランドともに五三年、「全ドイツ」に対して賠償請求権を放棄し、九〇年十月のドイツ統一前後の個別交渉でもこのことが確認されていることである。日本がサンフランシスコ講和条約や二国間条約、協定によって、強制労働の被害者らへの賠償問題は解決済み、とするのと同様、ドイツに法的義務はない。

アジア女性基金

ドイツはその点を繰り返し明確にしつつ、人道的措置として基金を設立した。

ロシアの「和解基金」は、ドイツから四億マルク(二百八十億円)を得て九四年、モスクワに設立された。定款によると、①基金はナチスから迫害を受けた人びとを援助するためのロシア連邦政府の公益組織とする、②基金はドイツ政府が提供するが、他の法人や個人の寄付を受けてもよい、③ロシアでのナチス被害者団体の協力も得て運営する、④ロシア連邦政府や社会的に重要な団体代表者などによる監査会と、ほかに理事会、専門委員会、不服申し立て処理委員会などを置く、となっている。

口は出さずカネを出す

監査会(十八人)は、ロシア連邦政府の外務、厚生、保安、住民福祉各省、モスクワ市役所などからの十三人と、ロシア赤十字副会長、強制収容所被害者の会からの二人、フアシズム被害者団体からの二人で構成されている。運営はすべてこれらのロシア人にまかされており、ドイツ側は「基

金への拠出金は、ナチス政権に迫害された旧ソ連市民のためのものである」という一点を注文するだけで、口は出さない。

ロシア基金には今年三月現在、十七万六千人の申請があった。うち十五万五千人が支給資格ありと認定され、十四万五千人が平均一千マルク(七万円)から一千五百マルクの給付を受けた。五十年前の被害者である。誰にいくら支給するか。もともとは難しい認定と分配は、基金の専門家委員会が基準を設けて決めた。①十八歳未満で強制収容所、監獄、ゲット、そのほか暴力が行なわれる場所に収容され、あるいはそこで誕生した人(被害者の係数3.0、最低支給額四百マルク)②④で、当時十八歳以上だった人(同2.5、三百マルク)③強制労働のためドイツ、その同盟国、またはドイツ軍占領地域に連行され、収容所にいた人(同2.0、二百マルク)④⑤で、収容所ではなく企業施設、農家、一般家庭にいた人(1.0、百マルク)の四つのグループに分け、被害

政府との間で決めている。

慰安婦への償い金について、韓国政府は日本からの補償金の額は一切無用と明言している。しかし、日本側は女性基金から出そうとする。国民基金による償い金は受け取れない、と支援団体は主張し、元慰安婦個人々は困惑気味である。ドイツ方式では、こうした混乱は起きない。

一、ドイツ政府は各基金にそれぞれ三百億円ほどのまとまった拠出をしている。法的義務ではなく道義的義務として、基金に拠出すれば法的責任を認めることになる、という日本政府の姿勢は、ドイツに比べてあまりに後ろ向きである。一、基金の所在地はポーランド、ロシア、ウクライナ、ベラルーシとそれぞれ相手国である。これは、最も難しい資格者の認定、給付金の配分を相手側にゆだねることである。

連邦補償法をつくっておこなわれたユダヤ人への補償は、戦後の早い時期でもあったため、認定基準は厳しく、「第二の迫害」ともいわれた。民族感情がからむだけに、加害国側が被害者の認定、償い金

の配分をするのは難しい。

しかし、こんどの基金では、すべてを基金に任せ、ドイツが長年拒否し続けてきた強制労働被害者への給付も黙認した。

被害者代表も加えよう

アジア女性基金は、東京に置かれ、日本政府の強いコントロール下にある(注3)。誰を慰安婦だったと認定するのか、いくら償い金を出すのか、国によって違う生活水準で、例えば韓国とフィリピンの元慰安婦への償い金の額には差をつけるのか、などの最終責任は日本の基金が負う。

しかし、基金は現実にはそれほどの主体性、能力を備えていない。基金が当面の受給対象としている韓国、フィリピン、台湾の元慰安婦認定に、基金として権限を持っているわけではない。それぞれの相手国が認定し、一時金や医療パスなどを給付している人数を、そのまま借用しようとしているにすぎない。認定漏れなどの不服は、誰がどういう責任で処理するのか。基金には不服審査委員会もない。

度の重さを3.0から1.0に係数化。一カ月収容所などに監禁された場合の最低補償額を十マルクとし、金額をばくく、傷害を負った人や医学実験の被害者らはそれぞれ一定額を加算した。

ロシアからドイツ本土に連行され、四年間、収容所において強制労働させられた人なら、10×48×2.0(九百六十マルク(約六万七千円))となる。給付は、ロシア通貨ではなく、ドイツ・マルクでおこなわれた。

申請者は、五十年前の自分を証拠だてるものをほとんど持たない。しかし、基金は「きわめて柔軟に対応した」と評価されている。戦時中のドイツ、ソ連当局の何らかの書類、企業などの通行証、収容所での自分の番号など、写真一枚でも、とにかく何かあったら認定した」と関係者はいう。

不服のある人には、不服処理委員会がある。難しい配分がトラブルなく進められたことについて、ボンにある平和財団のハイインリッヒ・ベル財団のモスクワ事務所長は、「被害者が被害者に配分したこと」が大きい。権利資格の認定では

なく、人道的援助であり、その点が肯定的にあらわれた」といつて

ウクライナ、ベラルーシ基金もほぼ同じ方法をとっているが、ベラルーシは約九万人に対する給付を終えて、基金が余ったため、再給付の準備をしている、と聞く。

強制労働への償いも必要

橋本首相は、政府の立場を「戦後十年、二十年と早い時期であれば真正面から国の立場で取り上げるべきだったが、五十年たつてい」と語った。しかし、ドイツ政府はこうして、真正面から五十年前の問題を解決しつつある。

強制労働に従事させられた人たちへの償いの問題は、日本政府はまったく黙殺している。しかし、慰安婦問題の後、政府はこれと取り組まなくてはならぬことを知るべきである。それがドイツが先鞭をつけた時代の流れである。

このドイツの基金のあり方は、以下の点で難表する日本のアジア女性基金の参考になる。一、ドイツ政府は、これら基金の設立とドイツの拠出金額を相手国

償い金額にしても、政府は「集まった額を頭割りするのが原則。七十万円から二百万円の繰りゆきたい」(松井瑞夫・内閣審議官)としているが、この七十万円とは、韓国政府が九三年秋、慰安婦へ支給した一時金五百万ウォン(六十八万円)を根拠にしていると聞く、驚くほかない。

アジアの慰安婦支援団体はこぞつて、国民基金の基金からの償い金を拒否すると表明している。クマラスワミ報告の言とおりに、「国民基金はまやかして、日本政府の直接の補償」を求めらるるからだが、基金が集まらぬ女性基金と、日本政府の官償的手法に、疑念がさしたからであるだろう。

アジア女性基金を単なる単金機関とせず、主体性と権限をもったものにするのなら、被害者側の代表を基金に迎えるべきだろう。いまは被害者側の反対が強いが、近い将来にそれを実現し、あるいは被害者に基金、または支部を置くことを考える必要がある。基金設立に当たって、ドイツ外務省の担当者は、「自分たちは見守り、質問するだけで、明確な影響力は行使

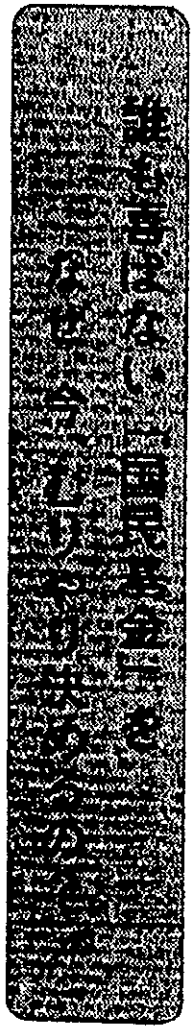
しない」と語っていた。金は出さずにコントロールだけは厳しい日本政府のやり方は、万事を慎重にし、紛糾を招くばかりである。政府は基金をスタートさせてしまった以上、まとまった拠出金(ドイツに比べべくもない)を出し、あとに基金の責任にゆだねるべきである。幅広い「アジア平和国民基金」には将来新たな拠出をし、中国をはじめとする各国に、手つかずの被害者救済に臨むべきだろう。

道はない。

それ以外に、いまの醜態を救う道はない。注一 政府は、慰安所は旧日本軍の要請で設置され、慰安婦の移送などに深く関係し、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた、とした(九三年、河野洋平・内閣府長官答弁)注二 国民基金委員会のクマラスワミ特別報告は、「女性に対する暴力」についての報告が主眼であり、慰安婦については、人権に付する犯罪として、日本政府に謝罪、補償、賠償の要請を求め、国連は報告に「懸念」した。注三 アジア女性基金は、原文兵衛前参謀総長(元駐米大使)が中心となり、韓国、ベラルーシ、台湾の元慰安婦に約九千人、ユダヤ人に約五千人、黒人に約二千人、その他に約一万人と見られてい

風のたまり

編集発行：つぶせ「国民基金」実行委員会 ㊟㊦㊧㊨



被害者を黙らせる(?) キーワードは...

六月四日午後六時、キャピタル東急・竹の間の重たい扉は金屏風で二重に目隠し、音隠しされ、険しい表情の理事と運営審議委員がずらりと並んでいた。途中「ですからキーワードは...」という自治労の中島氏の声が漏れ聞こえただけ。

前回は「医療・福祉」という言葉が何度も繰り返され、自治労の中島氏は「被害者が個人で好きに使えるお金」と説明した。もしかしらば、これが「キーワード」だったのかも？

「あ、かわいしい日本よ」「明るい日本」国会議員連盟に百十六人も参加「慰安婦は商行為」「カネはもらっていないのか」許しがたい奥野、板垣発言に抗議が殺到(別紙参照)

全くの密室で続けられていた合同会議は、十時四十五分、待ち続ける記者たちに何の説明もありません。慌ただしく部屋を別に移して理事會に変わった。それからまた一時間。なぜか別のホテルに移動して、記者会見が始まったのは深夜の十二時過ぎ。そして、次のような発表が行われた。

何を付け足してもダメなもの

- 一、被害者に支払う一時金は「二百万円を下回らない額」に。
- 二、首相の手紙については、原理事長と有馬副理事長が首相と話し合ったとき、「これなら大丈夫という感触が」あった。
- 三、手紙と一時金だけではなく、医療・福祉(政府予算から支出)の面で検討したい。
- 四、以上の三点で「いい」になる。

六月五日来日したフィリップンのリラビリビーナ(被害者と支援者の合同組織)のネリア・サンチョ代表は、次のように語った。

「大騒ぎのあと、首相のお詫びの言葉を添えると言って支給額を発表したけれど、これが、正当な解決方法と言えるのでしょうか。とうてい受け入れられないものではありません。日本政府が被害者個人に賠償し、明確で誠実な公式謝罪をすることによって、日本が行った犯罪を認めることになるのです。それがない限り、どれだけの金を出そうと、どれだけの言葉を並べても無意味です」。

コメント拒否の橋本首相

奥野元法相の発言について、国会内で記者団から発言を求められた橋本首相は、「そういう話しはやめようよ。微妙な問題があるいろいろある時に、わたしにコメントを求めてほしくない。行政の長にそういうことは聞かないでくれ。」と「この問題」の「否」を拒否した。

わたしは彼

「あ、かわいしい日本よ」「明るい日本」国会議員連盟に百十六人も参加「慰安婦は商行為」「カネはもらっていないのか」許しがたい奥野、板垣発言に抗議が殺到(別紙参照)

どうでもよいことだけビーコーナー

コメントを拒否した橋本首相は、奥野誠亮、板垣正議員所属の自民党現総裁であり、日本遺族会の前会長。1962年、A級戦犯板垣征四郎氏の次男、板垣正氏が事務局長になると、それまでの「平和のために全世界の戦争犠牲者と連帯しよう」という遺族会は、英霊の顕彰を第一に掲げた遺族運動に変質したとされている。

橋本さんもひとつ穴の...なの？

抗議声明

日本軍「慰安婦」問題は、大日本帝国が企画・立案・管理した軍事的性奴隷制度であることが数多くの資料、被害者の証言の中で、いまや明確になっています（国連人権委員会が任命したクマラスワミ特別報告官は、「慰安婦」を「軍事的性奴隷」と規定し、日本政府に法的責任を取るよう6項目の勧告を行った）。まさに言語に絶する戦争犯罪、性犯罪であり、日本政府の真摯な対応が国際的にも求められてきています。

このような時に、新聞報道によれば、さる6月4日、自民党国会議員である奥野誠亮元法務大臣が「明るい日本」国会議員連盟結成の記者会見で、会長として「従軍慰安婦はいない。商行為に参加した人たちだ。戦地で交通の便を（国や軍が）図っただろうが、強制連行はなかった」と述べ、高校、中学の教科書を批判したのです。

先月「慰安婦を未成年として働かせたのは歴史的事実ではない」と発言したばかりの同連盟事務局長板垣正参議院議員も同席し、「性的虐待のイメージを植えこむ教科書のあり方はおかしい」と主張しています。板垣議員は、同議員の発言に抗議を行った韓国被害女性と面談した際、「カネをもらっていないとは信じられぬ。客観的証拠はあるのか」など被害者本人に向かって「客観的証拠」を求められています。

また、「明るい日本」国会議員連盟の連名書は「侵略国家として罪悪視する自虐的な歴史認識や卑屈な謝罪外交には同調できない。戦後見失った大切なものを取り戻し、健全な日本人の育成をめざす」として116人の国会議員が歴史教育問題について提言をまとめる活動を行うと聞きました。

日本軍「慰安婦」問題の真の解決をめざして各国被害者と連携して活動している私たちは、以下の理由により両議員の妄言とその妄言を支持する貴連盟の活動に憤激し、強く抗議いたします。

1. 当初「民間業者がやったことだ」と主張していた日本政府も、数多くの関係資料、被害者の証言によって「軍当局の要請により設置されたものであり、設置、管理、および慰安婦の移送等には、旧日本軍が直接あるいは間接に関与した」「甘言、強圧による等、本人たちの意思に反して集められた事例が数多くあり、官意が直接これに荷担したこともあった」（93年8月）と認めています。
2. 植民地であった朝鮮、台湾をはじめ、フィリピン、インドネシア、中国、マレーシア、太平洋群島など日本軍が占領した地域で、性体験のない多くの若い女性たちが暴力的に、あるいは「よい仕事がある」等の甘言によって、自らの意思に反して「慰安所」に監禁され、日々輪姦され、人間としての尊厳を侵されました。そして敗戦になるや遺棄されたのでした。「性的虐待のイメージ」以上の残酷さではないでしょうか。
3. この犯罪のとりわけの残酷さは、被害者たちが解放後も、体と心の傷に苦しめられ、惨害の半世紀を送らねばならなかったことにあります。今ようやく奪われた名誉の回復を求めて立ち上がった被害者たちに対してなされた両議員の妄言は、彼女たち、並びに被害国を深く侮辱し、その名誉を再び激しく傷つけました。決して許されることではありません。
4. 奥野議員は、敗戦時、内務省地方局戦時業務課にあって、「終戦処理」についての地方への指令を立案するなかで、公文書焼却命令を出しています。そのなかに「慰安婦」関係の書類があったかどうかわかる由もありませんが、戦争犯罪の隠蔽に力を尽くしたことになると思います。その行為を悔いるのではなく、なお今もアジアへの侵略を認めずに妄言を繰り返すなかで、日本人全体がアジア諸国民から不信を持たれるという次世代への悪い結果を招来していることを知るべきです。
5. 被害者本人に「客観的証拠」を迫った板垣議員の残酷さに心震えます。どれだけの勇気を持って被害者が名乗り出るに至ったか、想像してください。
6. かつての大日本帝国が行った負の歴史を隠蔽し、闇に葬るのでなく、直視し、深く反省し、心に刻み次代に伝えるなかで、国家としての法的責任をきちんと果たすなかで、はじめて過ちは繰り返されず、アジア諸国との真の友好が開かれることでしょう。真実が記述された教科書を学ぶなかで、アジアの一員としての日本を自覚した若い人々が育っていくこと、それこそが希望であるはずで

以上の理由により、抗議し、以下の項目を要求します。

1. 奥野誠亮衆議院議員、板垣正参議院議員は、国会議員を辞職すること
2. 「明るい日本」国会議員連盟を解散すること

1996年6月12日

フィリピン人元「従軍慰安婦」を支援する会/日本カトリック正義と平和委員会/日本キリスト教協議会
 /カトリック東京正義と平和委員会/在日の慰安婦裁判を支える会/フィリピン人元「慰安婦」と共
 にLUNAS/戦後責任を問う関釜裁判を支援する会/みやぎ・在日の元従軍慰安婦裁判を支える会
 /「もうひとつの歴史館・松代」建設実行委員会/日本キリスト教婦人矯風会/中国人強制連行を考
 える会/日本キリスト教会「従軍慰安婦」問題と取り組む会/北九州かわら版/強制連行の足跡を石
 巻とたどる旅/アジア・女・北九州/真宗遺族会広島地方支部事務局/婦人民主クラブ全国協議会/
 婦人民主クラブ全国協議会相模原支部/平和遺族会全国連絡会/市民ネットワークさせば/自立労連
 タカラブネ労組女性部・JPM90女性デスク/「報道と女性」研究会/米子市政研究会/日本の戦争
 責任資料センター/アジア太平洋地域の戦争犠牲者に想いを馳せ、心に刻む会事務局/在日韓国青年
 連合/旧日本軍による性的被害女性を支える会/日比連帯運動・東京/平和と生活をむすぶ会/全国
 一般長崎連帯支部/全国一般長崎連帯支部長船労組/全国一般長崎連帯支部長編分会/戦後補償を考
 える湘南市民の会/金順吉裁判を支援する会/日本軍「慰安婦」問題を考える会・福山/カトリック
 正義と平和仙台協議会/グループ性と天皇制を考える/＜女と人権＞国立市民の会/群馬平和遺族会
 /婦人民主クラブ/自治労伊勢原市職員組合/全国労働組合交流センター女性部/日本のアジア侵略
 史を考える市民講座実行委員会/日本の戦後責任をハッキリさせる会/くにたち「慰安婦」問題を考
 える会

【45団体】

今井誠二/朴英子(在日慰安婦を支援する会)/朱秀子/長沼節夫(ジャーナリスト)/山崎みさき/岩崎重夫/西村
 綾子(相模原協議会)/土屋豊(W-TV OFFICE主任)/宮森幹男/野見山修吉(小針市協議会)/佐藤充子(菅野地区を
 めぐる市民の会)/平川美代子/山本あつし(武蔵野市民ネットワーク)/高橋喜久江(京浜東北線ととりひき協議会)/山本ひとみ(武蔵野
 市協議会)/木村健三(日本カトリック正義と平和協議会事務局)/平山万作(MKK代表)/青木ひかる(前小針市協議会)/金英姫(従
 軍慰安婦問題リヨソネットワーク)/三上宏明(弁護士)/徳永正樹(金沢市協議会)/洪智雄(在日韓国青年連合大阪府委員長)/佐藤大介
 (ノニクス・777フォーラム・ジャパン専任)/田元美紀(ノニクス・777フォーラム・ジャパン)/横田雄一(弁護士)/伊藤孝司(ワ
 ホ・ジャーナリスト)/西浦昭英/田口裕史(777脱線研究会)/高野ゆう子(専門学校教員)/三浦永光(前国大教授)/古谷
 史子(脱線研究会)/杉原浩司(ピース・ソシアリティ/777より)/内田雅敏(弁護士)/斎藤愛子(カトリック正義と平和委員会)
 /小倉利丸(教員)/古荘暉(朝鮮族に反対する会・日朝)/古荘斗糸子(うしろさのちりと共に!三多摩市民の会)/谷川透(金量さんの日本朝
 鮮を支援する会)/朴在哲(戦後補償実現キャンペーン96専任)/小田武彦/長浜明子/朝倉信江/東本久子(杉) / 記田
 和子(杉)/糸井れい子(小針市)/大井妙子(杉・自治体'93)/石崎キク(前相模原協議会)/松下竜一(弁護士)/川村
 一之(前協議会)/加賀谷いそみ/宮西いずみ(旧日本軍による性的被害女性を支える会共同代表)/伊藤啓子(旧日本軍による性的被害女性を支
 える会共同代表)/高田智志子(旧日本軍による性的被害女性を支える会共同代表)/西村卓司(全国一般長崎連帯支部長船労組委員長)/笠原智史(新大阪支
 局)/佐久間啓一(前相模777フォーラム北海道事務局)/市川稔道(全水産高知水産労働組合書記長)/小河義伸(金沢バプテスト教会牧師)/井上
 正信(弁護士)/大倉一美(カトリック)/比嘉明子(みるく会・姓)/山中雅子(国鉄公認)/金丸英子(姓)/福士敬
 子(杉野協議会)/高沢由子(杉野協議会)/紅松久江(自治体'93)/平沢京子(自治体'93)/倉田のり子(自治体
 '93)/石橋充子(杉野協議会)/尹貞玉(前国連人身問題特別報告会共同代表)/渡辺里子(北海道)/藤川正樹(自治労伊勢原市職員委員長)/
 林誠徳(在日台人元日本兵)/佐藤ひろこ(中野区協議会)/信川美津子(ハモニと共に歩む会チガハ)

【75個人】

女性のためのアジア平和国民基金 御中

日本の戦争責任資料センター

164 東京都中野区中央2-11 4-105

TEL 03-3366-8261 FAX 03-3366-8262

るが、なぜ当面三か国に限られるのか、当面という条件がなくなるのは何時か、などについて納得のいく理由が示されなければ、三か国に限定した支給の開始は分断と紛糾を国際的に拡大する結果に終わるであろう。

われわれは以上のような理由から、日本政府が法と正義にかなった被害回復措置を講じないままに行われる「償い金」の支給が、むしろ事態を悪化させ、被害者たちに新たな苦しみをもたらすものとなることを深く憂慮する。この際、支給を一時凍結し、法的責任の受諾、真相究明・謝罪・被害の認定・加害者の特定・賠償など、被害者の名誉回復のために必要な措置の実行について、あらためて政府と誠実な対話をおこなうことを基金の関係者に要望する。

1996年6月5日

日本の戦争責任資料センター

平成7年度事業報告書

平成7年度は、基金発足の初年度にあたり、基金活動の趣旨・目的等の周知徹底を図るとともに、いわゆる元従軍慰安婦の方々に国民的な償いを表す事業を実施するための所要の準備として以下の諸事業をおこなった。

1、キャンペーン関連広報

ポスター7万部、リーフレット20万部、小冊子2万部、募金箱10万部を作成し国会議員、各省庁、都道府県、労働団体等に配布するとともに地方において講演活動を行った。(大阪4か所、名古屋、大分、富山、山形、高知)

2、キャンペーン事業

- (1) 8月15日に、中央6紙(朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、日本経済新聞、産経新聞、東京新聞)に全15段広告を掲載し、「女性のためのアジア平和国民基金」への拠金の呼びかけ広報を行い募金活動を開始した。
- (2) 11月10日から12日にかけて、中央5紙、ブロック3紙、地方50紙に半5段の新聞広告を掲載し、募金の呼びかけを行った。
- (3) 2月10日から12日にかけて、中央4紙に全5段の新聞広告を掲載。
- (4) 2月から3月にかけて、地方31紙に全5段の新聞広告を掲載。
- (5) テレビスポットを制作し、3月中に福井放送ほか地方14局(V局5局、U局10局)で放映し、募金の呼びかけを行った。
- (6) 3月に週刊朝日ほか13誌に募金の呼びかけ広告を掲載。

3、対話チーム等の海外派遣

- (1) 韓国に高崎宗司氏を派遣(1月21日~24日)。
- (2) フィリピンに有馬真喜子、林陽子、和田雅夫氏を派遣(1月22日~25日)。
- (3) 台湾に下村満子、中嶋滋、和田雅夫氏を派遣(1月24日~27日)。
- (4) 韓国に高崎宗司氏を派遣(2月26日~29日)。
- (5) 台湾に大沼保昭氏を派遣(3月27日~29日)。

収 支 計 算 書

(平成7年7月1日から平成8年3月31日まで)

(収入の部)

(単位;円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
1 基本財産収入 基本財産収入	70,000,000	31,000,000	39,000,000	
2 基本財産運用収入 基本財産利息収入	2,450,000	2,604	2,447,396	
3 寄附金収入 寄附金収入	2,000,000,000	219,794,446	1,780,205,554	
4 補助金収入 国庫補助金収入	412,121,000	412,121,000	0	
5 雑 収 入 受 取 利 息	50,000	64,731	△ 14,731	
当期収入合計 (A)	2,484,621,000	662,982,781	1,821,638,219	
前期繰越収支差額	0	0	0	
収入合計 (B)	2,484,621,000	662,982,781	1,821,638,219	

(支出の部)

(単位;円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
1 事 業 費 キャンペーン事業費	312,828,000	302,312,239	10,515,761	
2 管 理 費 一般事務費	94,293,000	106,554,785	△12,261,785	
3 固定資産取得支出 什器備品購入費 電話加入権購入支出	5,000,000	3,253,976 2,857,426 396,550	1,746,024	
4 基本財産取得支出 銀行預金	70,000,000	31,000,000	39,000,000	
当期支出合計 (C)	482,121,000	443,121,000	39,000,000	
当期収支差額(A)-(C)	2,002,500,000	219,861,781	1,782,638,219	
次期繰越収支差額(B)-(C)	2,002,500,000	219,861,781	1,782,638,219	

正味財産増減計算書

(平成7年7月1日から平成8年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	金 額		
増加の部			
1 資産増加額			
当期収支差額	219,861,781		
什器備品購入額	2,857,426		
電話加入権購入額	396,550		
基本財産受入額	31,000,000	254,115,757	
増加額合計			254,115,757
減少の部			
1 資産減少額			
什器備品減価償却額	106,351	106,351	
減少額合計			106,351
当期正味財産増加額			254,009,406
前期繰越正味財産額			0
期末正味財産合計額			254,009,406

貸 借 対 照 表

(平成7年7月1日から平成8年3月31日まで)

(単位 ; 円)

科 目	金 額		
資産の部			
1 流動資産			
現金預金	314,263,400		
流動資産合計		314,263,400	
2 固定資産			
基本財産			
銀行預金	31,000,000		
基本財産合計	31,000,000		
その他の固定資産			
什器備品	2,751,075		
電話加入権	396,550		
その他の固定資産合計	3,147,625		
固定資産合計		34,147,625	
資産合計			348,411,025
負債の部			
1 流動負債			
未払金	94,308,223		
預り金	93,396		
流動負債合計		94,401,619	
負債合計			94,401,619
正味財産の部			
正味財産			254,009,406
(うち基本金)			(31,000,000)
(うち正味財産増加額)			(254,009,406)
負債及び正味財産合計			348,411,025

財 産 目 録

(平成8年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	金 額	
資産の部		
1 流動資産		
現金預金		
現金 現金手許有高	73,449	
普通預金 三和銀行東京公務部	2,99,220,652	
郵便振替口座 東京貯金事務センター	14,969,299	
流動資産合計		314,263,400
2 固定資産		
(1) 基本財産		
普通預金	31,000,000	
基本財産合計	31,000,000	
(2) その他の固定資産		
什器備品	2,751,075	
電話加入権	396,550	
その他の固定資産合計	3,147,625	
固定資産合計		34,147,625
資産合計		348,411,025
負債の部		
1 流動負債		
未払金		
株式会社電通 新聞広告代	61,533,385	
東急エージェンシー 週刊誌広告代	13,799,394	
(株)オカモトヤ 備品購入代	4,640,963	
森ビル株式会社 建物賃借料他	7,526,935	
上記の他30件	6,807,546	
未払金合計	94,308,223	
預り金	93,396	
流動負債合計		94,401,619
負債合計		94,401,619
正味財産		254,009,406

計算書類に対する注記

1、重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却について

什器備品……定額法による減価償却を実施している。

(2) 資金の範囲について

資金の範囲には、現金預金、未払金、預り金を含めることにしている。

なお、当期末残高は3に記載するとおりである。

2、基本財産の増減及びその残高は、次のとおりである。

科 目	当期増加額	当期減少額	当期末残高
預 金	31,000,000	0	31,000,000
合 計	31,000,000	0	31,000,000

3、次期繰越収支差額の内容は、次のとおりである。

科 目	当期末残高
現金預金	314,263,400
合 計	314,263,400
未払金	94,308,223
預り金	93,396
合 計	94,401,619
次期繰越収支差額	219,861,781

4、固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什 器 備 品	2,857,426	106,351	2,751,075
電話加入権	396,550		396,550
合 計	3,253,976	106,351	3,147,625

財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見

平成7年度の財務諸表及び決算報告書は、監査の結果、
適正であると認めます。

平成8年5月30日

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

監 事 橋 本 豊



	A	B	C	D	E	F
1		合計				
2		小数点=万円	(万円)	アジア女性基金募金総額		
3	95/8/16	1454.9933	100000			
4	8/18	1765.5449	93750			
5	8/23	2069.9563	87500			
6	8/25	3223.5924	81250			
7	9/1	3788.0269	75000			
8	9/8	4313.9044	68750			
9	9/14	4475.6983	62500			
10	9/22	5019.1561	56250			
11	9/29	5504.9281	50000			
12	10/6	5691.2959	43750			
13	10/13	5853.0501	37500			
14	10/20	6071.1987	31250			
15	10/27	6143.1606	25000			
16	11/2	6185.539	18750			
17	11/10	6354.0711	12500			
18	11/17	7463.2828	6250			
19	11/20	7609.3148	0			
20	11/24	7737.4038				
21	12/1	8587.94				
22	12/6	10284.2555				
23	12/8	11651.5222				
24	12/15	12456.8767				
25	12/22	12906.9461				
26	96/1/4	13375.4507				
27	1/12	13499.0889				
28	1/18	13594.8788				
29	1/26	13997.1669				
30	2/2	14298.7169				
31	2/8	14445.7949				
32	2/16	14685.1262				
33	2/23	16859.1616				
34	3/1	17611.2186				
35	3/8	21121.4928				
36	3/15	21343.2618				
37	3/22	21721.3915				
38	3/29	22117.774				
39	4/12	31885.3124				
40	4/19	32675.0897				
41	4/26	33282.5585				
42	5/10	33629.1308				
43	5/17	33844.1721				
44	5/24	34007.2943				
45	5/31	34701.1005				
46	6/7	37815.4182				
47	6/13	40125.4182				

